

# 第7期あきる野市

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度  
(2018年度～2020年度)

平成30年3月

あきる野市



## はじめに



本市の高齢化率は、年々上昇しており、昨年11月には29%に達しました。さらに、団塊の世代が75歳となる2025年には3割以上の方が高齢者となる見込みであります。高齢化が急速に進む中、医療や介護が必要な状態となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう体制を整えていくことが課題となっております。

こうした状況の中、今回策定いたしました「第7期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「高齢者が安心して生活できる福祉の充実」を将来目標とし、地域力を生かし、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組んでいくほか、日常生活圏域ごとに介護サービス事業者やその他の関係者との連携が強化できるよう、相談体制を充実させるなど支援策の拡充を図ることといたしました。

市では、今後、本計画に基づき、高齢者だけでなく、子どもや障がい者など全ての人々がいきいきと暮らすことができるよう、地域のあらゆる住民が役割を持って支え合いながら暮らせる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めてまいります。

また、第6期計画で掲げた将来目標と基本理念を継承しながら、地域の実情に応じて、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」などが、切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました、あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員の皆様、関係機関及び市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成30年3月

あきる野市長

澤井敏和





<b>総論</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>3</b>
第1節 策定の背景・目的 .....	3
第2節 計画の法的位置付け .....	4
第3節 市の各計画との関連 .....	4
第4節 計画の期間 .....	5
第5節 計画の策定体制 .....	5
第6節 計画の将来目標と基本理念 .....	7
1 将来目標 .....	7
2 基本理念 .....	10
第7節 計画の基本目標 .....	11
第8節 施策の体系 .....	12
第9節 介護予防・重度化防止等の取組内容 .....	13
1 P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 .....	13
2 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 .....	14
3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 .....	19
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況と課題</b> .....	<b>20</b>
第1節 高齢者を取り巻く現状と推移 .....	20
1 人口の推移・推計 .....	20
2 要介護（要支援）認定者の状況 .....	23
第2節 あきる野市高齢者に関する調査 .....	26
1 健康・医療について .....	26
2 日常生活について .....	31
3 「たすけあい」について .....	35
4 地域での活動について .....	37
5 主な介護者について .....	38
6 住まいについて .....	39
7 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて .....	40
第3節 あきる野市の高齢者を取り巻く課題 .....	41
第4節 地域包括ケア「見える化」システム .....	43

<b>各 論</b> .....	<b>45</b>
<b>第1章 健康づくりと介護予防の推進</b> .....	<b>47</b>
第1節 健康づくりへの支援 .....	47
1 健康増進事業 .....	47
2 健康診査及び各種検診事業 .....	47
3 健康手帳の交付事業 .....	47
4 健康教育事業 .....	48
5 健康相談事業 .....	48
6 地域イキイキ元気づくり事業 .....	48
7 訪問指導事業 .....	48
第2節 介護予防の推進 .....	49
1 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業 .....	49
2 介護予防事業対象者の把握 .....	50
3 小宮ふれあい交流事業 .....	51
4 高齢者在宅サービスセンター事業 .....	52
5 ふるさと農援隊事業 .....	52
<b>第2章 多様な社会参加・生きがいつくりの促進</b> .....	<b>53</b>
第1節 就業への支援 .....	53
1 シルバー人材センター事業 .....	53
第2節 社会参加への支援 .....	53
1 町内会・自治会敬老行事推進事業 .....	53
2 高齢者クラブ支援事業 .....	54
3 社会参加プログラムの紹介 .....	54
<b>第3章 高齢者の自立的な暮らしの支援</b> .....	<b>55</b>
第1節 介護保険サービスの充実 .....	55
1 サービスに関する情報提供 .....	55
2 サービス利用に関する相談体制の充実 .....	56
3 サービス提供体制の充実 .....	58
4 サービスの質の確保 .....	60
第2節 福祉サービスの充実 .....	62
1 自立を支えるサービスの充実 .....	62
2 家族介護者への支援 .....	64

## **第4章 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり** ..... 66

第1節 支え合いの仕組みづくり	66
1 地域のネットワークづくり	66
2 認知症支援の充実	67
3 生活支援体制整備事業	69
4 地域福祉権利擁護事業の普及と活用促進	69
5 成年後見制度の普及と活用促進	70
6 地域人材の活用の促進	70
7 災害時支援の充実	70
8 在宅医療・介護連携の推進	71
第2節 総合的な相談・支援体制の充実	72
1 総合相談支援事業	72
2 相談支援体制の充実	72
第3節 生活環境の整備と支援	73
1 民間賃貸住宅入居支援事業	73
2 養護老人ホーム入所措置事業	73
3 福祉有償運送事業者への支援	73
4 高齢者の住まいに関する支援	73

## **第5章 介護保険事業の基盤** ..... 74

第1節 日常生活圏域	74
1 日常生活圏域の設定	74
第2節 地域包括支援センター	75
1 地域包括支援センターの充実	75
第3節 介護基盤の整備	76
1 介護サービスの種類	76
2 地域密着型サービス	77
3 施設サービス	80

## **第6章 介護保険事業量等の実績と見込み** ..... 82

第1節 サービス量の実績と見込み	82
1 介護保険事業のサービス体系	82
2 サービス利用者数の実績と見込み	84
3 サービス利用量の実績と見込み	86
第2節 地域支援事業の見込み	96
1 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み	96
2 包括的支援事業・任意事業の見込み	97

## **第7章 介護保険事業費等の実績と見込み..... 98**

第1節 保険給付費の実績と見込み.....	98
1 第6期の介護サービス・介護予防サービス給付費の実績.....	98
2 第7期の介護サービス・介護予防サービス給付費の見込み.....	103
第2節 介護保険事業費等の見込み.....	106
1 介護保険事業費の財源.....	106
2 介護保険事業の第7期給付費総額.....	107
第3節 第1号被保険者の介護保険料.....	108
1 第7期介護保険料基準額の算定.....	108
2 所得段階別の介護保険料.....	109
第4節 平成37年度の給付費総額及び介護保険料の推計.....	111

## **資料編..... 113**

資料1 あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....	115
資料2 あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	117
資料3 策定経過.....	118
資料4 用語解説.....	119





森っこサンちゃん



# 第1章 計画の策定に当たって

---

## 第1節 策定の背景・目的

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスを提供することを目的として、平成12年度から始まった介護保険制度は、この17年間で、社会に不可欠な仕組みとして定着しました。

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、要介護認定者の重度化、介護者の高齢化や負担の増大は大きな問題となっていきます。このような情勢の中で、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が連携して高齢者を支えるとともに、必要に応じて、高齢者福祉サービスや介護サービスなどを効果的に活用できるような社会を築くことが重要です。

今後、団塊の世代<sup>※1</sup>が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を図ることが不可欠となっています。

また、健康づくりや生きがいづくりの充実など、いかに心身の健康を維持するかといった予防的支援や地域共生社会<sup>※2</sup>の実現に向けた取組を推進することも重要となっています。

市では、平成27年3月に「第6期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の構築に向けた取組や、予防を重視した高齢者保健福祉施策の推進を図ってきました。

今後も、こうした高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、平成30年度から平成32年度までの施策を明らかにし、「第7期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

第7期事業計画では、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようサービスの種類を増やすなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者、関係機関との連携等により解決が図られるよう、地域共生社会の実現を目指していきます。

---

※1：第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22年から昭和24年（1947年～1949年）頃までに生まれた人々のこと。

※2：子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が生き生きと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。

※3：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が重要視されている。

## 第2節 計画の法的位置付け

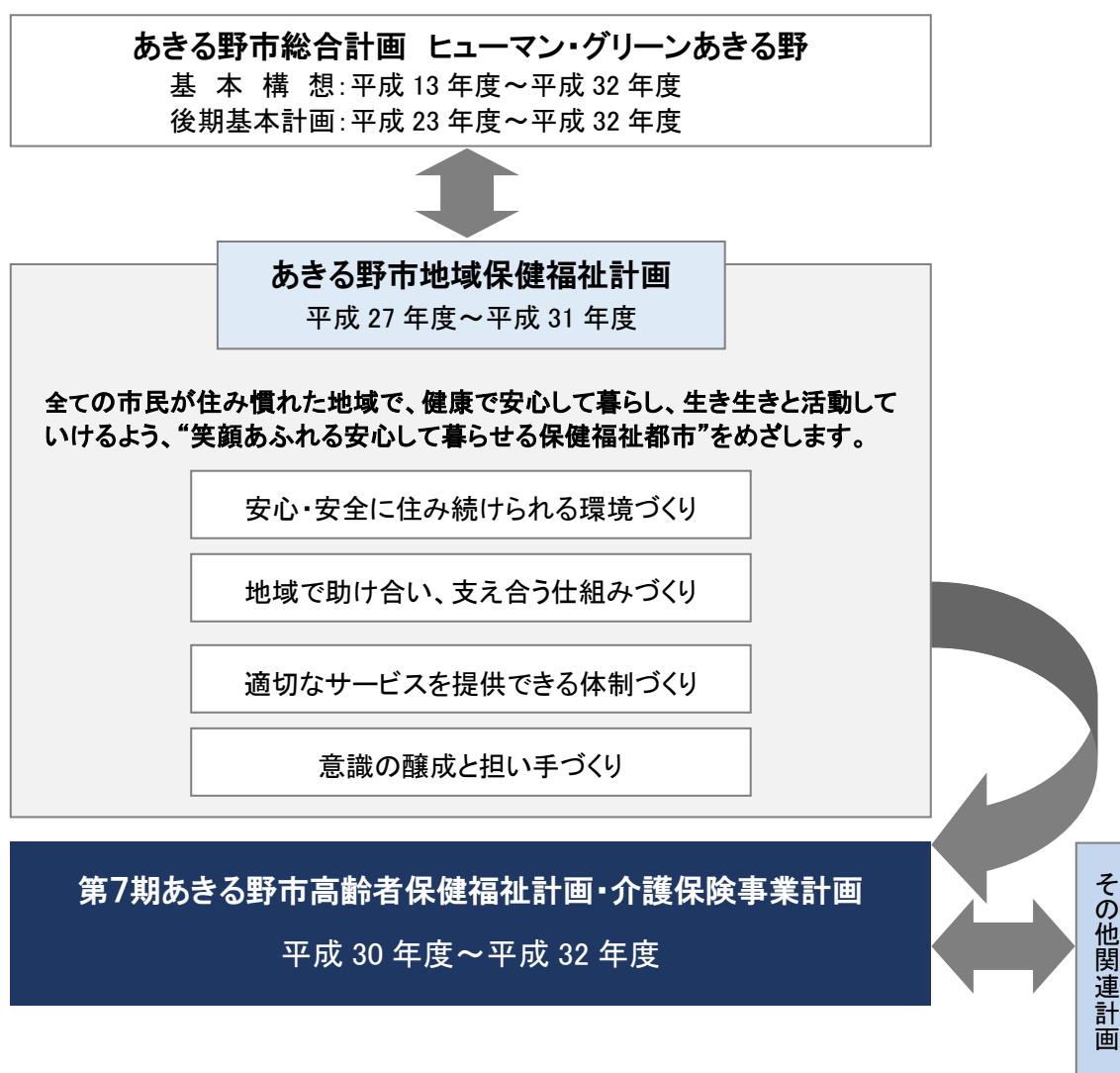
本計画は、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めるものです。

市では、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定します。

## 第3節 市の各計画との関連

本計画は、国・都の関連計画を考慮するとともに、「あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーンあきる野」を基盤として、市の地域保健福祉に関連する計画やその他関連計画との整合を図りつつ策定しています。

### ◆各計画との関連図



## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

### ◆計画の期間

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
期間	第6期											
			見直し 改定	第7期計画 (本計画)								
					見直し 改定	第8期						
								見直し 改定	第9期			

## 第5節 計画の策定体制

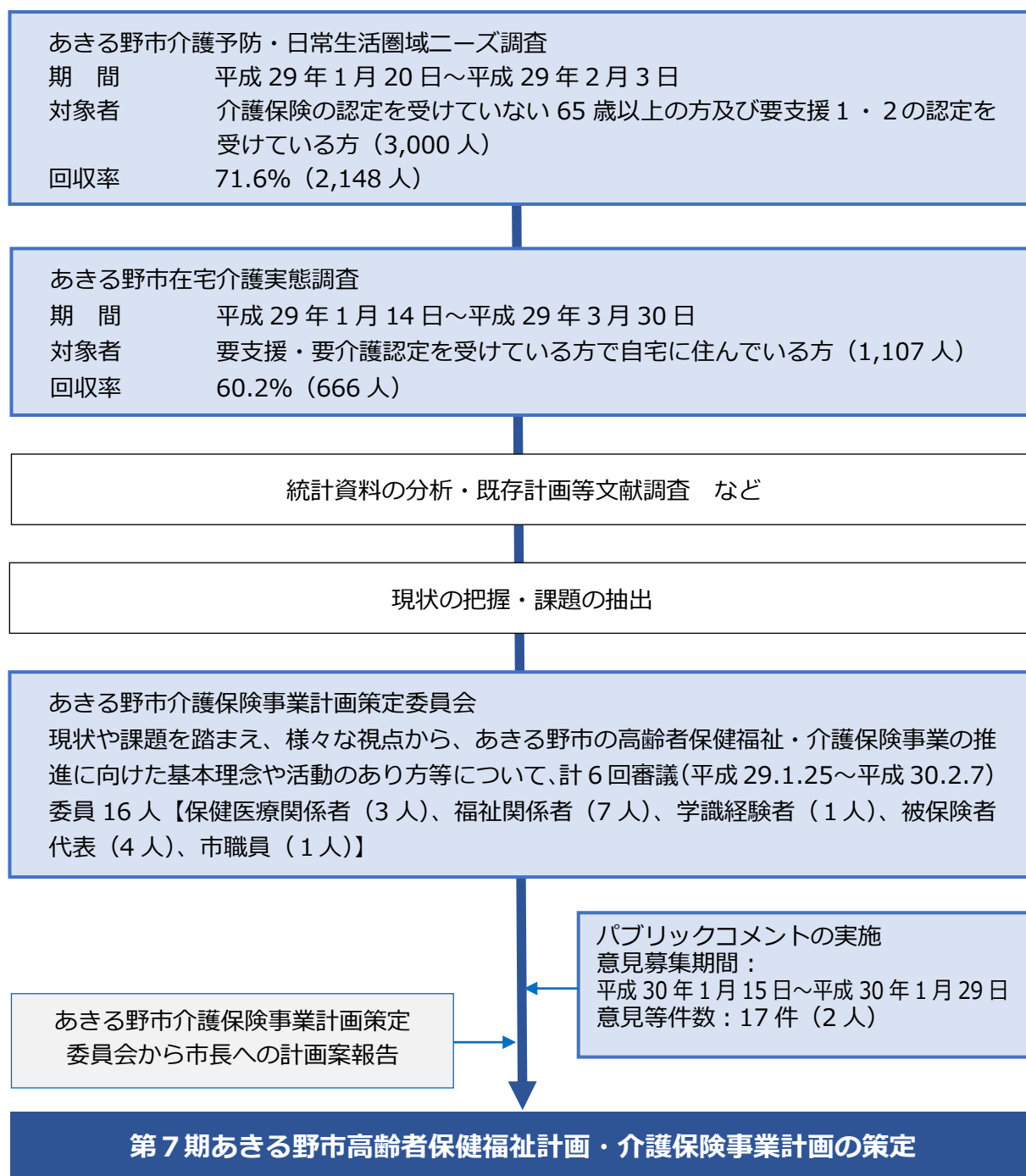
本計画は、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者、被保険者代表及び市職員から構成された「あきる野市介護保険事業計画策定委員会」が中心となり、検討を経て策定しました。

また、策定に当たっては、介護保険の認定を受けていない65歳以上の方及び要支援1・2の認定を受けている方3,000人を対象に実施した「あきる野市介護予防・日常生活圏域<sup>※4</sup>ニーズ調査」と要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方1,107人を対象に実施した「あきる野市在宅介護実態調査」、パブリックコメント<sup>※5</sup>の実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。

※4：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。

※5：行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。

## ◆計画の策定過程



## 第6節 計画の将来目標と基本理念

### 1 将来目標

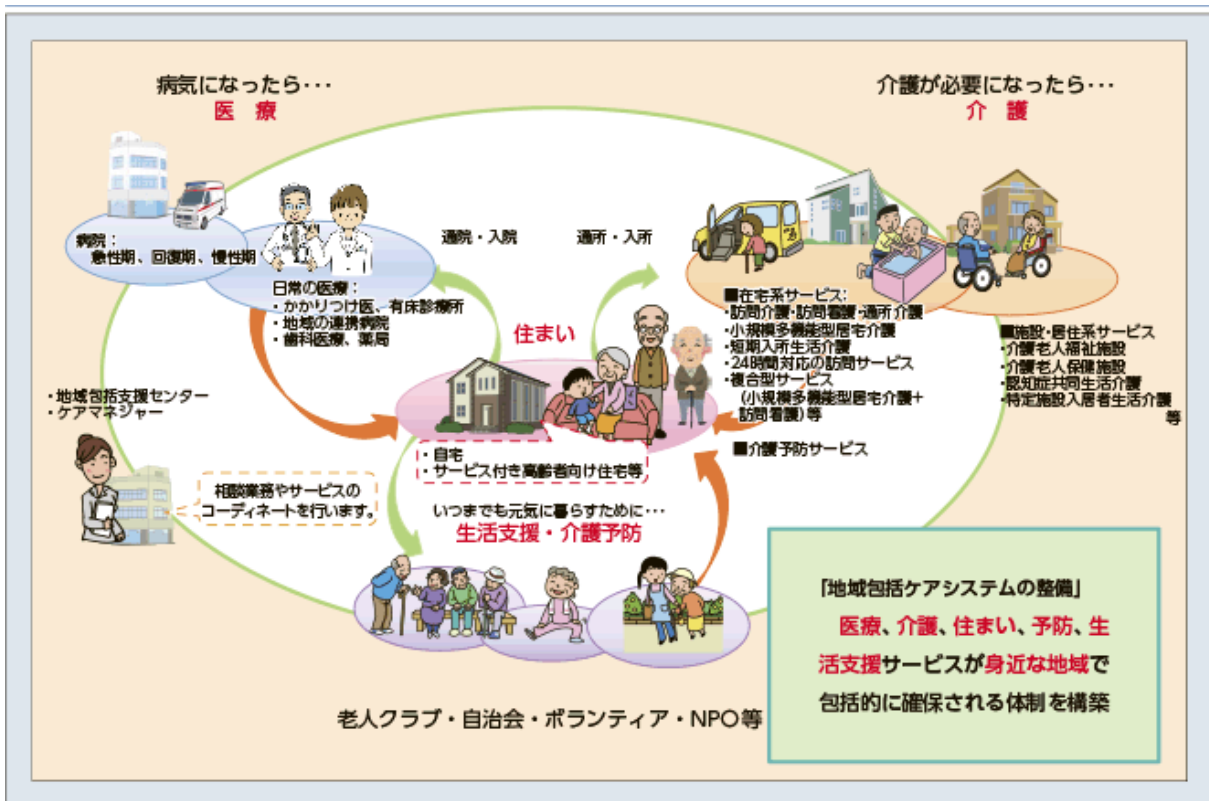
高齢化の急速な進展等、社会状況の大きな変化が見込まれる中、今後も身近な地域の中で高齢者とその家族が安心して生活できる社会、つまり地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。また、高齢者一人ひとりが生きがいをもって暮らすとともに、高齢者がもつ豊かな経験や知識が次代へとつながる、高齢者が輝ける社会の実現が期待されています。

平成32年度を目標とする第7期計画では、上記の課題や、第6期までの計画との関連性・連続性を踏まえて、将来目標を次のとおりとします。

### 《 将来目標 》

**笑顔あふれる 安心して暮らせる  
保健福祉都市をめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進を図り  
高齢者が安心して生活できる福祉の充実～**

## ■ 地域包括ケアシステムの姿



※：平成 28 年版厚生労働白書

## ■ 地域包括ケアシステムの捉え方

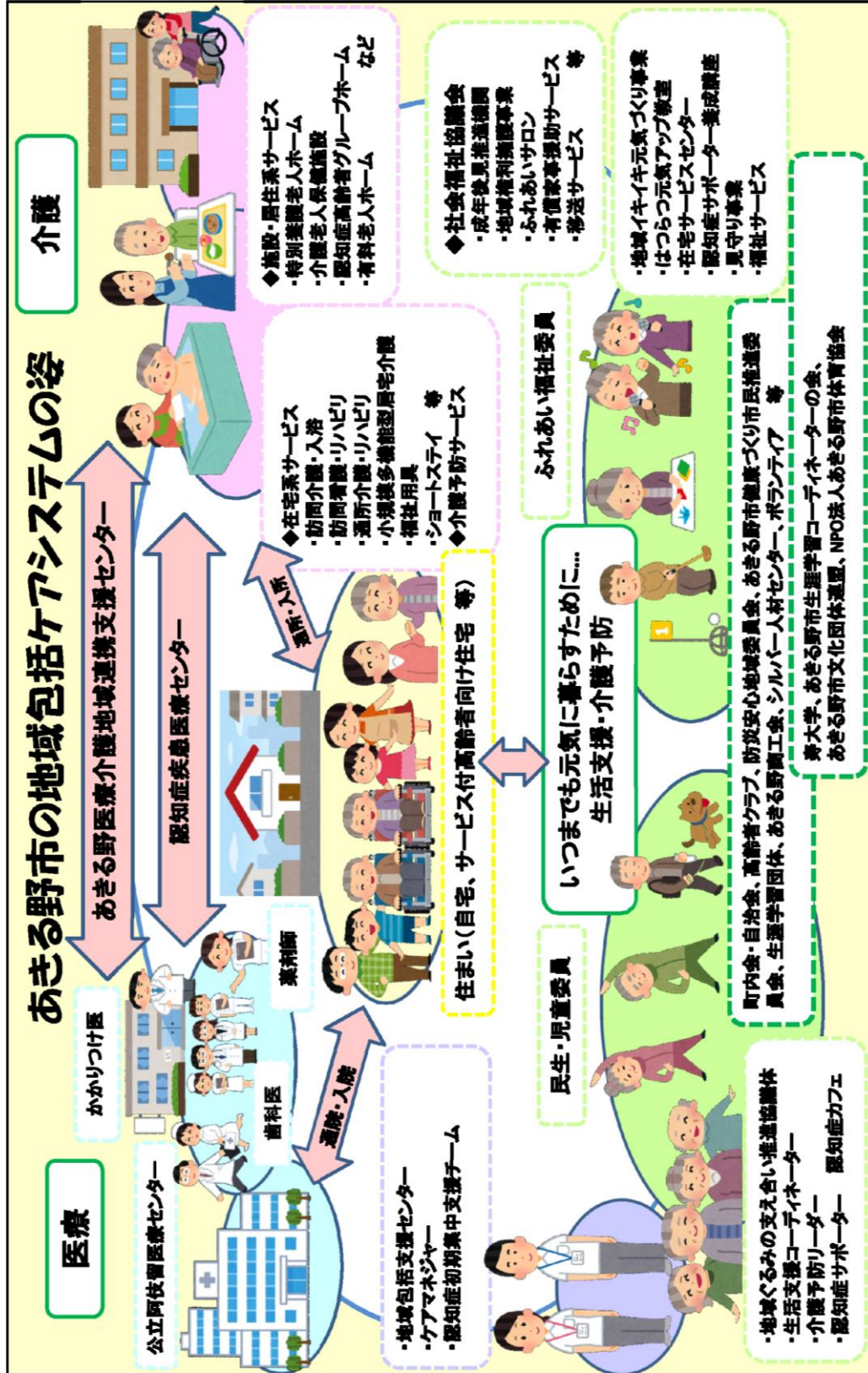
- 地域包括ケアシステムの5つの構成要素をより詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを図示したもの。
- 地域における生活の基盤となる「住まい」「介護予防・生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を植物と捉えている。
- 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「介護予防・生活支援」があることが基本的な要素となる。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすものと考えられる。

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

※：平成 28 年版厚生労働白書



■ あきる野市の地域包括ケアシステムの姿



## 2 基本理念

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、利用者本人の主体的な選択に基づき、本人・家族の心構えを持って、個々の状況に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、本計画では次の4つの基本理念を掲げます。

### 理念1 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上

介護サービス等を適切に利用して自らの生活を支えていくことも、高齢者の「自立」のあり方です。高齢者の主体的な「選択」の下に、ニーズに合ったサービスの提供と利用が行われ、また、サービスの選択を受けてサービス提供者の適正な「競争」が促されます。こうした適正なサービス利用と提供が行える環境の整備を図ることで、サービスの質の向上を目指します。

### 理念2 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防など様々な局面で連携を図ることのできる体制づくりの推進に取り組みます。

### 理念3 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止

高齢者が「支えられる世代」ではなく「支え合う世代」として、自らの意思に基づいた自立的な生活を送り、地域社会に参加するためには、介護予防と健康の維持が重要です。そこで、効果的な予防と自立の支援・重度化防止に十分対応できる保健福祉サービス体制の整備を目指します。

### 理念4 日常生活を支援する体制の整備

高齢者が年齢に関わりなく輝き続け、積極的に社会参加していくためには、自らの努力だけでなく、日常の様々な場面で、他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りではなく、分野をまたがった支援が行われる「我が事・丸ごと<sup>※6</sup>」の地域福祉推進の理念に基づく地域社会の連携、見守りと支援が必要となります。

地域社会全体で包括的な支援体制を築くに当たって、地域住民、町内会・自治会、民生・児童委員<sup>※7</sup>、ふれあい福祉委員<sup>※8</sup>、ボランティア、医療、介護、福祉関係者、事業所等といった地域のあらゆる主体が、分野を超えて共に連携し、助け合う体制を目指すとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

※6：地域でおきている様々な問題を他人事ではなく、我が事として住民等が主体的に地域づくりに取り組み、縦割りではなく、分野をまたがった丸ごとの総合相談支援が行われること。

※7：厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する方のこと。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるとともに、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生・児童委員は、民生委員法に基づき委嘱されると同時に児童福祉法における「児童委員」とされる。

※8：あきる野市社会福祉協議会で組織する町内会・自治会単位での地域福祉の充実を図ることを目的とした組織のこと。声かけ、見守り運動の展開や福祉制度及び福祉意識の啓発活動を行っている。

## 第7節 計画の基本目標

基本理念に沿った高齢者保健福祉の実現に向けて、本計画では次の4つの基本目標に沿って高齢者保健福祉施策を推進します。

### 目標1 健康づくりと介護予防の推進

健康づくりと、介護を必要としない自立した生活の維持に向けて、特定健康診査<sup>※9</sup>や各種がん検診等を効果的に活用するとともに、一人ひとりの健康管理を支援する相談・教育事業を推進します。また、効果的な予防と自立の支援に向けて、人と人のつながりを通じて介護予防が図れる地域づくりを推進するとともに、心身の状況に合った各種介護予防事業を推進します。

### 目標2 多様な社会参加・生きがいの促進

活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が生きがいをもち、地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たせる地域づくりが重要です。

そのため、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、就労、高齢者の支え手、世代間交流など、様々な分野での社会参加・生きがいを促進するとともに、気軽に外出できる環境整備など、高齢者が地域で生き生きと暮らせるよう支援を行います。

### 目標3 高齢者の自立的な暮らしの支援

高齢者の多くが、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することを望んでいます。

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、適切な介護保険サービスの提供を行います。

また、安心して在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、住環境を始めとする様々な生活支援に関する福祉サービスや介護者への支援等も必要とされるため、高齢者の生活実態や生活環境に基づいた効果的な福祉サービスの提供を行います。

### 目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

認知症や身体機能の低下がみられる方等の増加に対応して、地域の方の見守りや手助けが一層重要となり、日常の様々な場面で、他人事ではなく我が事として住民等が主体的に地域づくりへ参加し、縦割りでなく、分野をまたがった支援が行われる「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念に基づく地域づくり、包括的な支援体制づくりが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるためには、地域社会全体で包括的な支援体制を築く必要があり、高齢者や介護者を地域全体で切れ目なく支えていくため、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、災害や犯罪などから高齢者を守る安心・安全なまちづくりを進めます。

<sup>※9</sup>：心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために実施する健康診査のこと。

## 第8節 施策の体系

本計画は、次の体系で構成しています。

### 《 将来目標 》

笑顔あふれる 安心して暮らせる  
保健福祉都市をめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進を図り  
高齢者が安心して生活できる福祉の充実～

### 《 基本理念 》

<b>理念1</b> 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上	<b>理念2</b> 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築	<b>理念3</b> 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止	<b>理念4</b> 日常生活を支援する体制の整備
--	--	---	------------------------------

### 《 基本目標 》

**目標1** 健康づくりと介護予防の推進

**目標2** 多様な社会参加・生きがいづくりの促進

**目標3** 高齢者の自立的な暮らしの支援

**目標4** 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり



## 第9節 介護予防・重度化防止等の取組内容

第7期介護保険事業計画の策定に当たり、市町村は、介護予防・重度化防止等の取組を推進するため、自立支援等施策及びその目標に関する事項を記載し、その実施状況及び達成状況に関する評価を行うこととなりました。

本市においては、次の項目について設定し、評価を行うこととします。

### 1 PDCAサイクル※10の活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

取組内容	目標に関する事項
地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。	他保険者比較により本市の特徴を把握し、介護保険推進委員会で示す。
日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	日常生活圏域ごとに65歳以上人口を把握し、介護保険推進委員会で示す。
2025年度における要介護者数・要支援者数等の将来推計を実施しているか。	前・後期高齢者別、要介護度別の人数及び認定率を推計し、介護保険推進委員会で示す。
介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	平成30年度に施策を検討及び決定する。
人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	施策を検討後、取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行う。
地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	都の医療計画を踏まえ、介護サービスに移行する量の見込みを介護保険事業計画に反映させる。
認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。	介護保険事業状況報告を通して毎月モニタリングする。
介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	介護保険推進委員会において評価・分析を行い、改善に向けた検討を行う。

※10：PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

## 2 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

### (1) 地域密着型サービス

取組内容	目標に関する事項
地域密着型サービスの利用状況のモニタリングや情報収集を行っているか。	利用状況のモニタリングを行うほか、運営推進会議等で管理者等から情報収集を行う。
地域密着型サービス事業所の運営状況を、運営協議会等で点検しているか。	地域包括支援センター運営協議会等で利用状況や運営状況を点検する。
所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を実施しているか。	指定有効期間中に1回以上実地指導を実施する。
地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	医療・介護連携支援センターと連携しながら、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行う。

### (2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

取組内容	目標に関する事項
保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。	平成30年度に基本方針を策定し、介護支援専門員に伝える。
介護サービス事業所の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	介護支援専門員の資質向上に資する研修を実施する。

### (3) 地域包括支援センター

取組内容	目標に関する事項
地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	3職種を配置するよう指導し、平成32年度までに義務付けを目指す。
地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）はどのようになっているか。	日常生活圏域ごとの65歳以上の人口を把握することに併せ、3職種1人当たりの高齢者数を把握する。
地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	はつらつ連絡会において、保険者と協議・報告の場を設ける。

取組内容	目標に関する事項
介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	介護サービス情報公表システムに公表する。
毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	包括の運営方針を作成し、運協において検討し改善を図る。
地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	包括が作成する介護支援専門員の研修計画（案）等を市と包括が協議の上、決定する。
介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	包括職員が事業者連居宅部会へ参加し、意見交換を行う。
管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	事業実績報告において、相談事例の内容の整理等を行い、経年的に件数を把握する。
地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	地域ケア個別会議（専門員相談会）開催のお知らせに、地域ケア会議の位置付け、アドバイザー及び年間計画を掲載する。
地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	リハ職が参画する地域ケア個別会議を実施し、自立支援・重度化防止に努める。
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。	年間 24 件以上の個別事例を検討する。
地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	モニタリングの仕組みを構築し、必要に応じて実行する。
複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	地域の課題発見シートを作成し、運協（地域ケア推進会議）に提言する。
地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	会議録等を作成し、構成員で共有する。

#### (4) 在宅医療・介護連携

取組内容	目標に関する事項
地域の医療・介護関係者等が参画する会議において検討された在宅医療・介護連携の対応策が具体化されているか。	医療・介護連携検討委員会で検討された在宅医療・介護連携の対応策を具体化する。
医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けた取組内容を医療・介護連携検討委員会で検討し、具体化するとともに、実施状況を検証し改善を行う。
医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	医療・介護連携検討委員会において、情報共有ツールについて検討し、整備するとともに、普及について具体的に取組を行う。
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	医療・介護地域連携支援センターに設置する相談窓口に寄せられる相談内容を医療・介護連携検討委員会に報告し、必要に応じ協議する。
医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	医療・介護地域連携支援センターが主催する研修会等を支援する。
居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。	取得率を調査し、状況を把握する。

#### (5) 認知症総合支援

取組内容	目標に関する事項
認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の(二)に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を計画的に設置するとともに、認知症ケアの向上のための取組、市民後見人の育成、支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成・普及その他市町村が行う認知症の方とその家族への支援に関する取組について検討する。



取組内容	目標に関する事項
認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	はつらつ連絡会において、支援チームと推進員が定期的に情報連携を行える体制を構築する。
医師会等の医療関係団体と、認知症のおそれがある方に対して、かかりつけ医が認知症疾患医療センター※11等専門医療機関と連携して早期診断・早期対応につなげる体制を構築しているか。	認知症疾患医療センターと連携し、医師会や医療機関に対し、センターの役割を周知するとともに、早期診断・早期対応につなげるための具体的な取組を検討する。
認知症支援に関する介護保険外サービスの整備、認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成を行っているか。	認知症サポーターステップアップ講座を年2回以上実施する。

## (6) 介護予防／日常生活支援

取組内容	目標に関する事項
介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者に対して周知を行っているか。	市ホームページへの掲載、リーフレットの作成に加え、介護教室や事業者説明会等により周知を行う。
介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込量の確保に向けた具体策を記載しているか。	多様なサービス等の整備に向けた取組として、サービス見込量を推計し、必要なサービスの種類や量を確保する。
介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーター※12や協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	生活支援コーディネーターと定期的に情報交換を行うとともに、協議体において協議等を行う。
高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設するために具体的な取組を行っているか。	生活支援サービスを創設するため、生活支援コーディネーターと定期的な意見交換や協議体を開催する。
介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か。	住民主体の通いの場への参加者数を調査し、把握する。

※11：地域の認知症に係る医療・介護の連携の推進役となる医療センターのこと。二次保健医療圏に1か所整備されている。認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制を構築し、地域との連携体制に積極的に取り組む必要がある。

※12：生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

取組内容	目標に関する事項
地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	生活支援コーディネーターに地域の社会資源を提供し、生活支援コーディネーターが作成する資源マップを包括等へ配布するなど、情報提供する。
地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
住民が自ら積極的に通いの場等に参加する等、介護予防活動への参加を促進する取組を推進しているか。	介護予防リーダー育成講習会を年 1 回以上実施するとともに、介護予防リーダーの活動を支援する。また、社会参加プログラムや生活支援コーディネーターが作成した資源マップを周知する。

#### (7) 生活支援体制の整備

取組内容	目標に関する事項
生活支援コーディネーターに対して市としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	活動方針等を提示し、生活支援コーディネーターを支援する。
生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	地域ニーズや地域の資源を把握しマップ化するとともに、協議体において地域の課題等を報告する。
協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	協議体において、生活支援コーディネーターが把握した地域ニーズや地域資源等を基に地域資源の開発に向けた検討を行う。
生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）をするために具体的な取組が行われているか。	生活支援コーディネーターが把握した高齢者ニーズや地域資源等を参考に資源の開発を行うため、生活支援コーディネーターと定期的な協議や協議体を開催する。

### (8) 要介護状態の維持・改善の状況等

取組内容	目標に関する事項
一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。	基準時間を分析できるように研究する。
一定期間における、要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。	申請区分別の介護度の変化を分析し、特徴を把握する。

## 3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

### (1) 介護給付の適正化

取組内容	目標に関する事項
介護給付の適正化事業の主要5事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）のうち、3事業以上を実施しているか。	3事業以上実施する。
ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	地域包括支援センター等の主任介護支援専門員とともにケアプラン点検を年1事業所以上実施する。
医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	職員に東京都国民健康保険団体連合会の研修を受講させ、実施する。
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	福祉用具の利用の際に、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。	住宅改修の利用の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	給付実績を把握し、必要に応じて介護給付適正化を図る。

### (2) 介護人材の確保

取組内容	目標に関する事項
必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業などの実施に取り組む。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

### 第1節 高齢者を取り巻く現状と推移

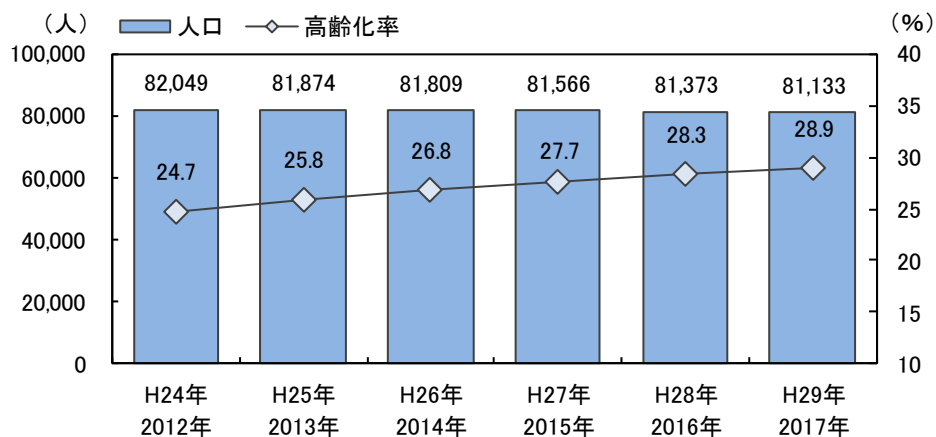
#### 1 人口の推移・推計

##### (1) あきる野市の総人口と高齢化率の推移・推計

市の人口は、平成24年から平成29年にかけて916人減少しています。また、同期間の65歳以上の高齢化率は、4.2ポイントの増加となっています。

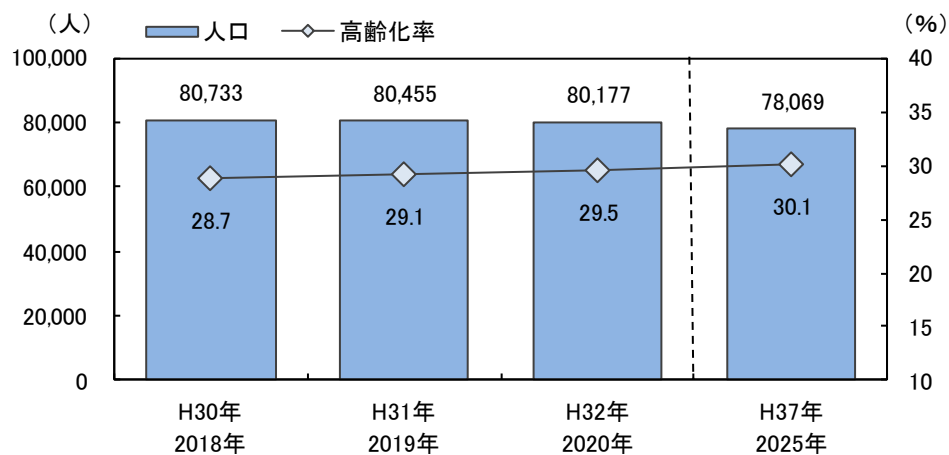
平成30年から平成37年にかけての推計は、2,664人の人口減少が見込まれますが、高齢化率は、1.4ポイントの増加が見込まれます。

◆総人口・高齢化率の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年10月1日現在）

◆総人口・高齢化率の推計



※：市の推計による

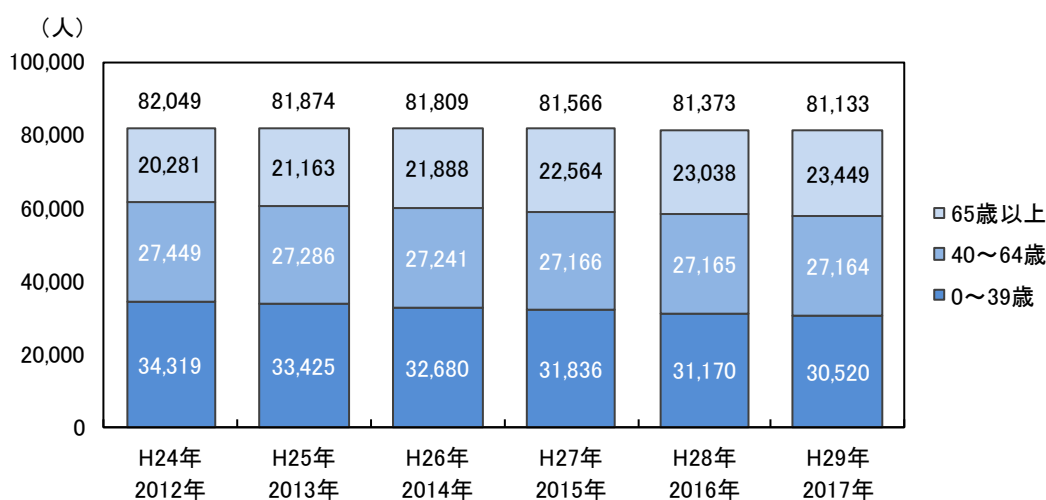
## (2) 年齢層別人口構成の推移・推計

年齢層別の人口構成の推移は、平成24年から平成29年にかけて、65歳以上の人口は3,168人増加しています。一方、0～39歳の人口は3,799人減少しています。

また、40～64歳の人口は平成24年以降減少傾向にあります。

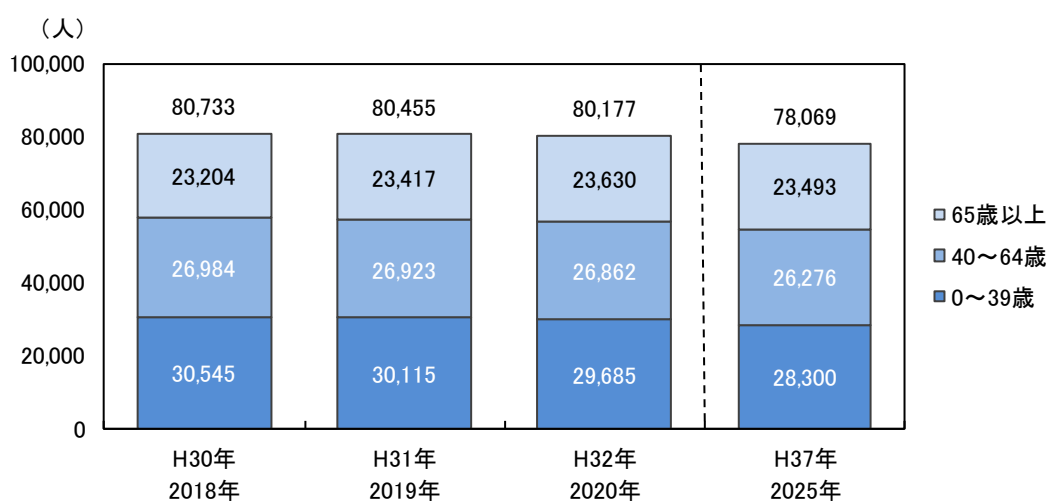
平成30年から平成37年にかけての推計は、65歳以上の人口は増加傾向にあり、40～64歳の人口は平成32年まで横ばいの後に減少、0～39歳は引き続き減少していくことが見込まれます。

### ◆年齢層別人口構成の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年10月1日現在）

### ◆年齢層別人口構成の推計



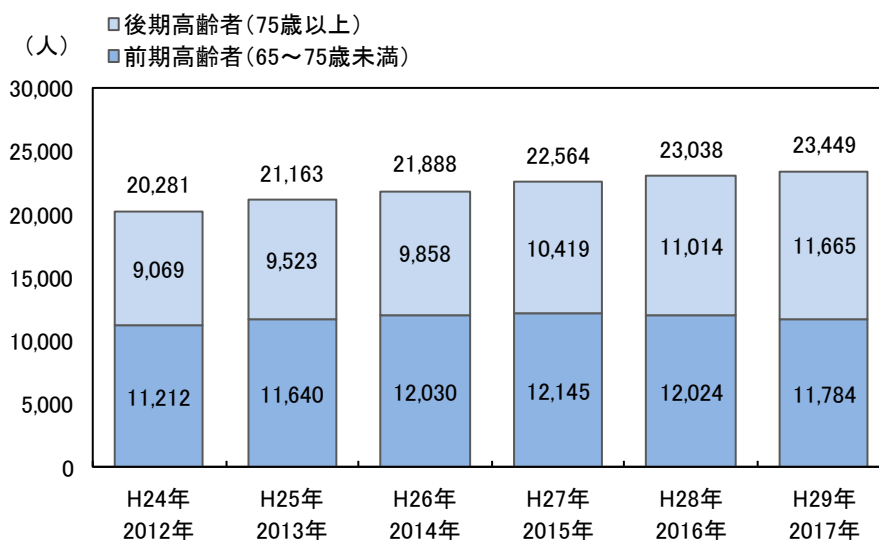
※：市の推計による

### (3) 高齢者人口の推移・推計

高齢者人口の推移は、平成 24 年から平成 29 年にかけて、全体で 3,168 人増加しており、そのうち前期高齢者は 572 人、後期高齢者は 2,596 人の増加となっています。

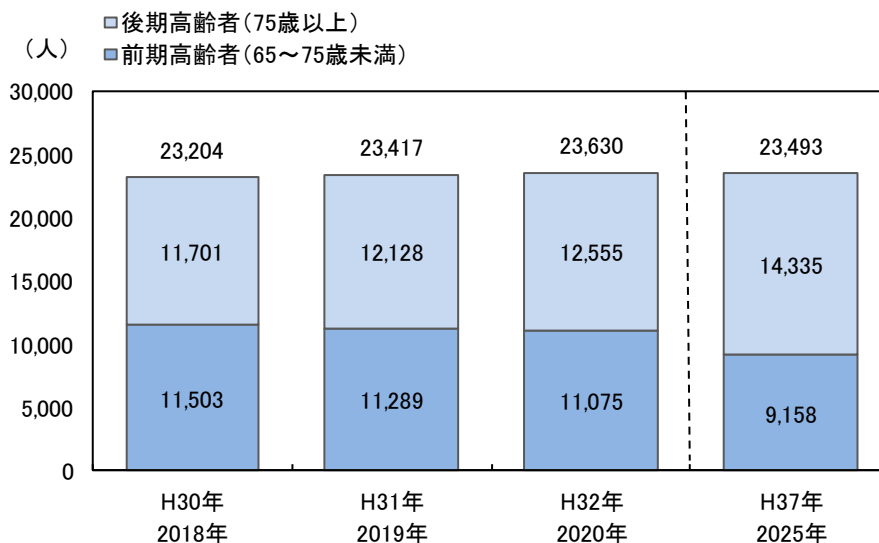
平成 30 年から平成 37 年にかけての推計は、高齢者全体で 289 人の増加が見込まれますが、前期高齢者は 2,345 人の減少、後期高齢者は 2,634 人の増加が見込まれます。

#### ◆高齢者人口の推移



※：住民基本台帳（外国人含む）（各年 10 月 1 日現在）

#### ◆高齢者人口の推計



※：市の推計による

## 2 要介護（要支援）認定者の状況

### （1）認定者数の推移・推計

認定者数は、平成 24 年から平成 29 年にかけて、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者※<sup>13</sup>ともに増加しています。また、認定者の約 8 割が 75 歳以上となっています。

平成 30 年から平成 37 年にかけての推計についても、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者ともに増加傾向となっています。

#### ◆第 1 号・第 2 号被保険者の認定者数の推移

	H24 年 2012 年	H25 年 2013 年	H26 年 2014 年	H27 年 2015 年	H28 年 2016 年	H29 年 2017 年
第 1 号被保険者	2,325	2,570	2,762	2,969	3,059	3,240
65～74 歳	334	366	390	420	396	409
75 歳以上	1,991	2,204	2,372	2,549	2,663	2,831
第 2 号被保険者	82	84	84	94	92	87
合 計	2,407	2,654	2,846	3,063	3,151	3,327

※：介護保険事業状況報告（各年 10 月 1 日現在）

#### ◆第 1 号・第 2 号被保険者の認定者数の推計

	H30 年 2018 年	H31 年 2019 年	H32 年 2020 年	H37 年 2025 年
第 1 号被保険者	3,305	3,430	3,541	4,123
65～74 歳	412	409	400	326
75 歳以上	2,893	3,021	3,141	3,797
第 2 号被保険者	82	88	95	100
合 計	3,387	3,518	3,636	4,223

※：市の推計による

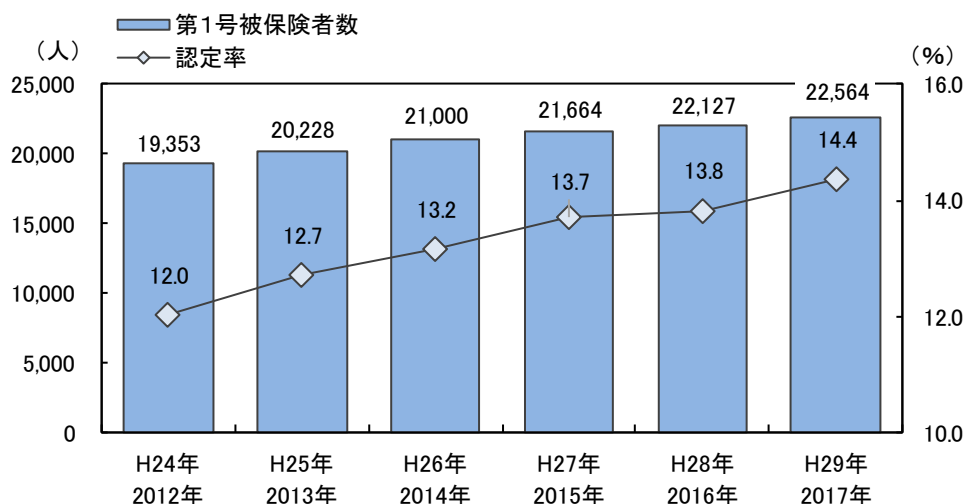
※<sup>13</sup>：第 1 号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の方のこと。第 2 号被保険者は、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のこと。

## (2) 第1号被保険者数と認定率の推移・推計

第1号被保険者数に対する認定者の割合（認定率）は、平成24年から平成29年にかけて、2.4ポイント上昇しています。

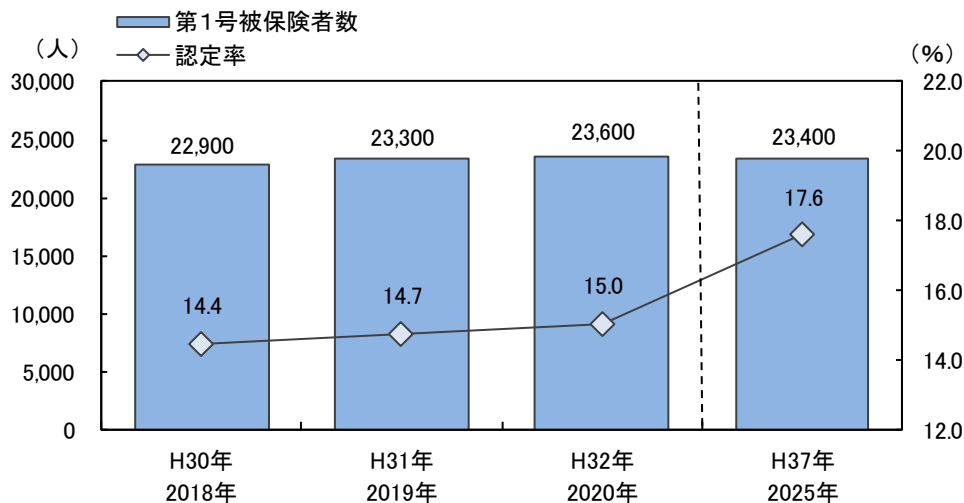
平成30年から平成37年にかけての推計は、認定率は増加傾向が続き、平成37年には17.6%になることが見込まれます。

### ▼ 第1号被保険者数と認定率の推移



※：第1号被保険者数に対する認定者の割合  
 ※：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

### ▼ 第1号被保険者数と認定率の推計



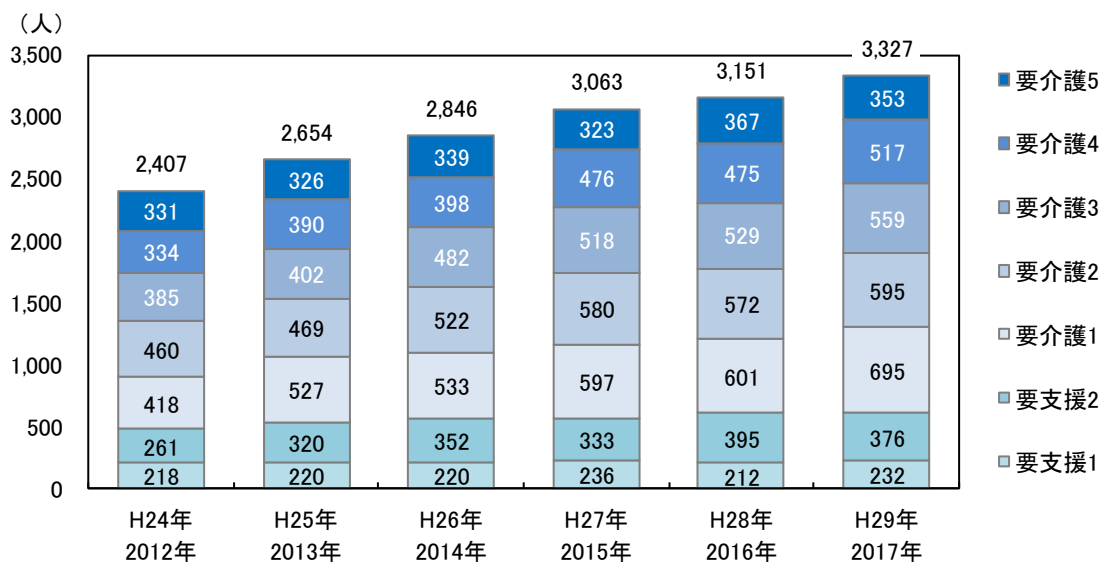
※：第1号被保険者数に対する認定者の割合  
 ※：市の推計による



### (3) 要介護度別認定者数の推移・推計

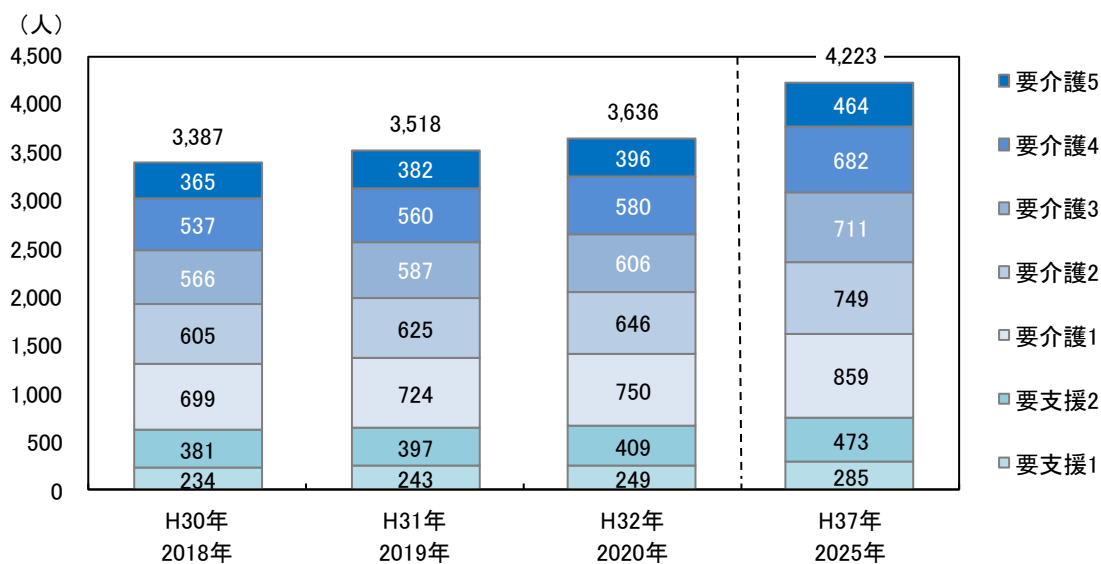
要介護度別の認定者数（第1号、第2号被保険者の合算）は次のとおりとなっています。

#### ◆ 要介護度別認定者数の推移



※：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

#### ◆ 要介護度別認定者数の推計



※：市の推計による

## 第2節 あきる野市高齢者に関する調査

本市における高齢者の生活状況や、市の高齢者施策に対する意見等を把握し、計画策定や今後の施策に生かすことを目的として、平成 29 年 1 月から 3 月までに「あきる野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）と「あきる野市在宅介護実態調査」（以下「在宅介護実態調査」という。）を実施しました。

アンケート調査の概要と主な結果は次のとおりです。

調査名	対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	一般高齢者、要支援 1・2	3,000	2,148	71.6%
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている方で、自宅に住んでいる方	1,107	666	60.2%

※：無作為抽出

### 1 健康・医療について

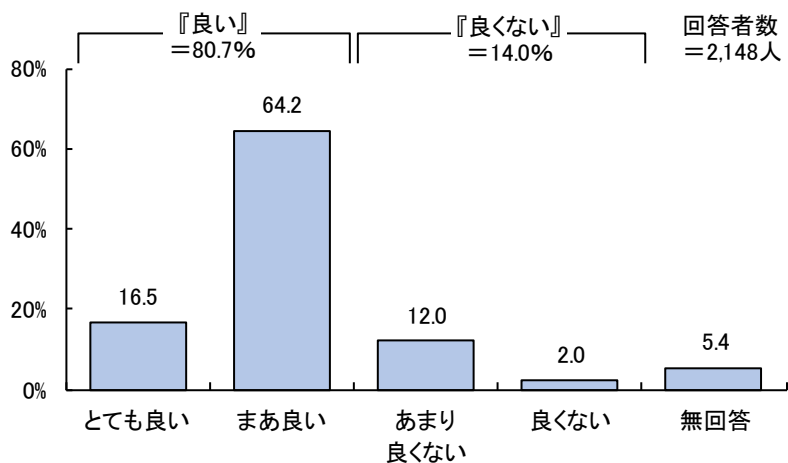
健康状態については、ニーズ調査の対象者で「とても良い」又は「まあ良い」の割合が高くなっています。しかし、気分についての調査では、およそ 3 人に 1 人が 1 か月の間にゆううつを感じています。

治療中もしくは後遺症のある病気については、ニーズ調査の対象者では「高血圧」の割合が高く、また、在宅介護実態調査では「認知症」の割合が高くなっています。

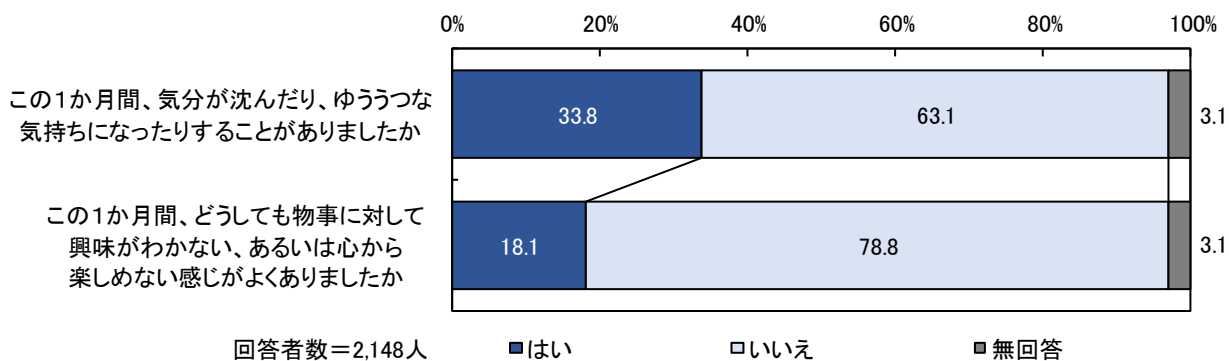
転倒については、ニーズ調査の対象者の約 2 割がこの 1 年間に転倒を経験しており、約 4 割が転倒の不安を感じています。

在宅介護実態調査の対象者において、約 3 割が「介護保険サービス以外」の支援・サービスを『利用している』と回答し、約 1 割が訪問診療を利用しています。

### ■ 健康状態【ニーズ調査】

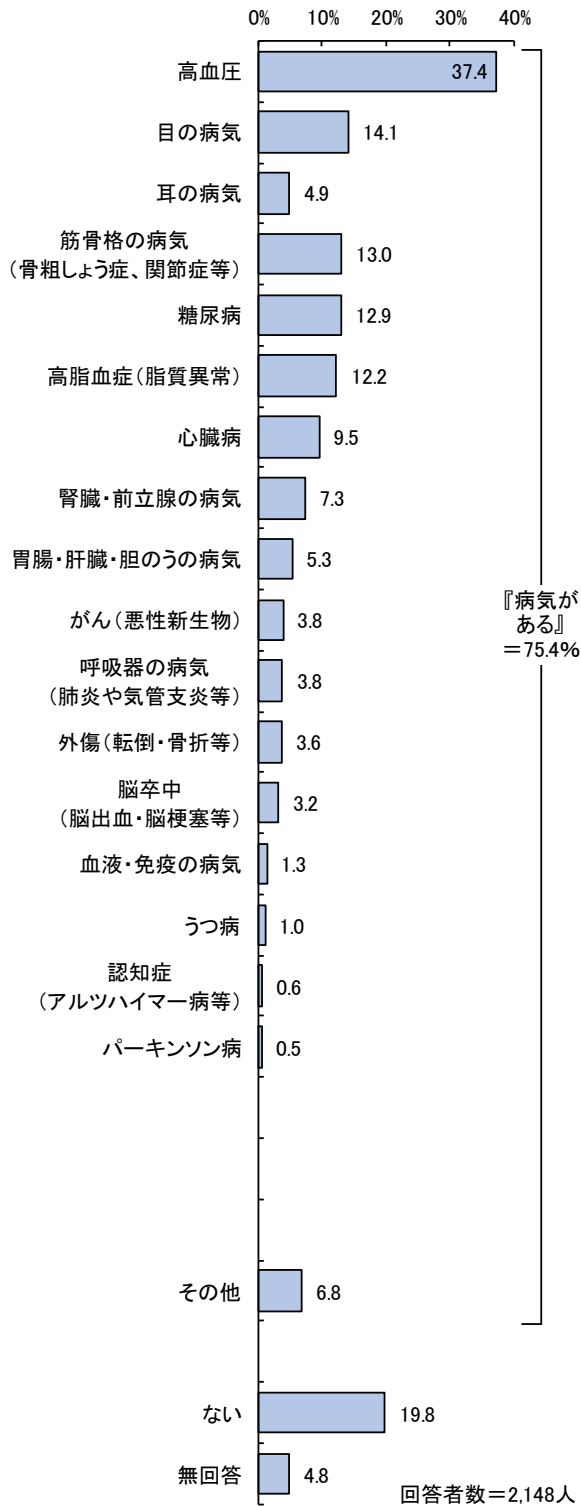


### ■ この1か月の気分や興味【ニーズ調査】

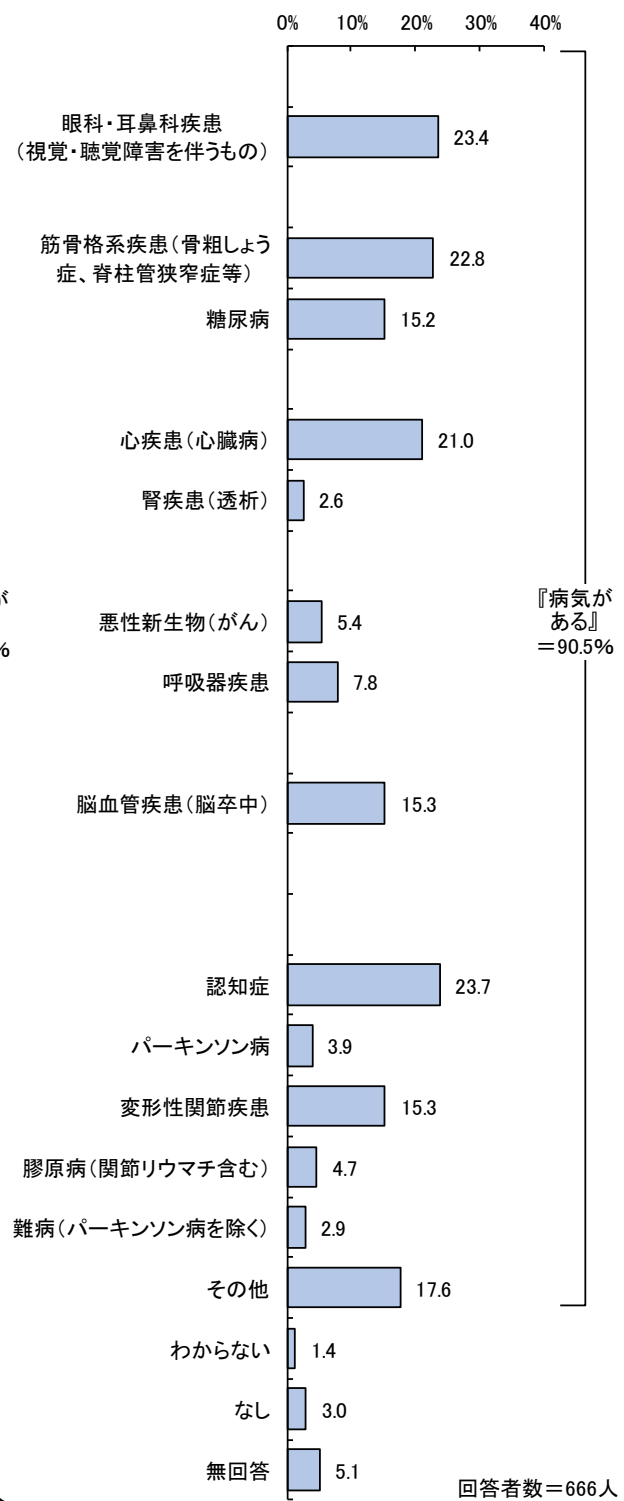


■ 治療中等の病気 (複数回答)

【ニース調査】



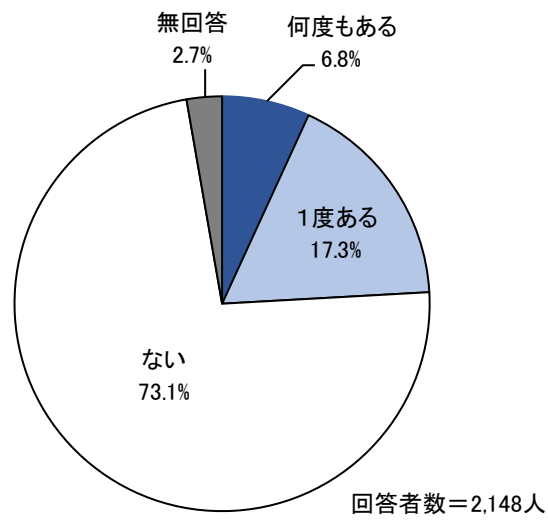
【在宅介護実態調査】



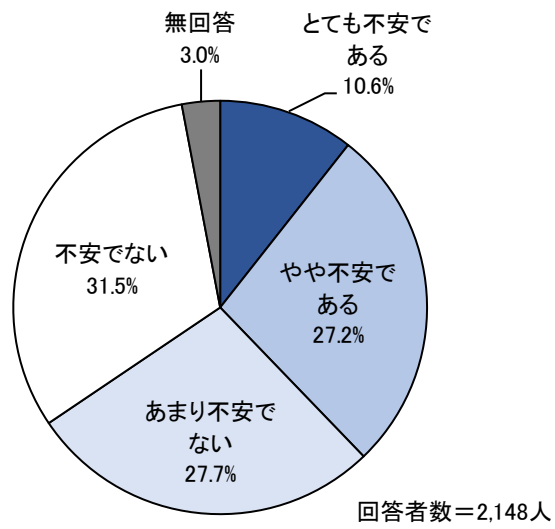
※: 『病気がある』 = 100-(「ない」 + 「無回答」)

※: 『病気がある』 = 100-(「わからない」 + 「なし」 + 「無回答」)

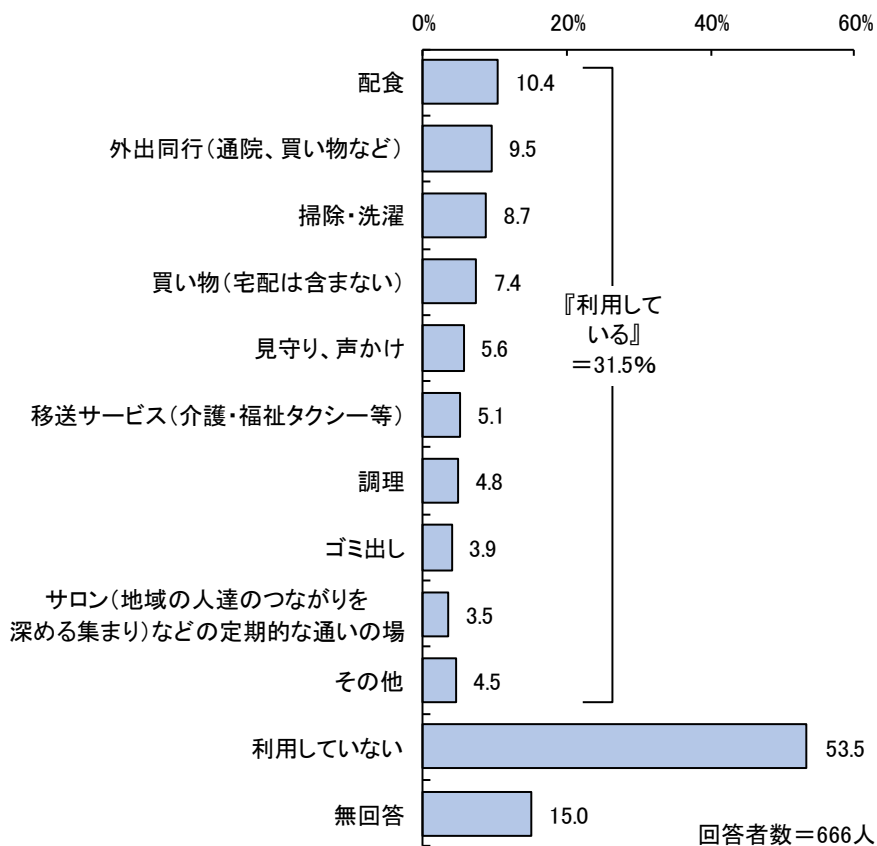
■この1年間に転んだことがあるか【ニーズ調査】



■転倒に対する不安【ニーズ調査】

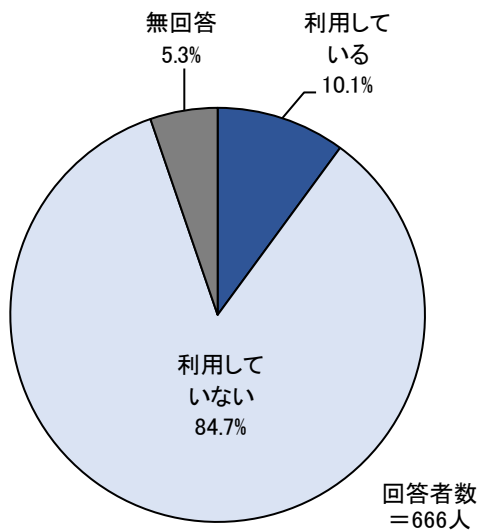


■現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス（複数回答）【在宅介護実態調査】



※：『利用している』 = 100 - (『利用していない』 + 『無回答』)

■訪問診療利用の有無【在宅介護実態調査】



## 2 日常生活について

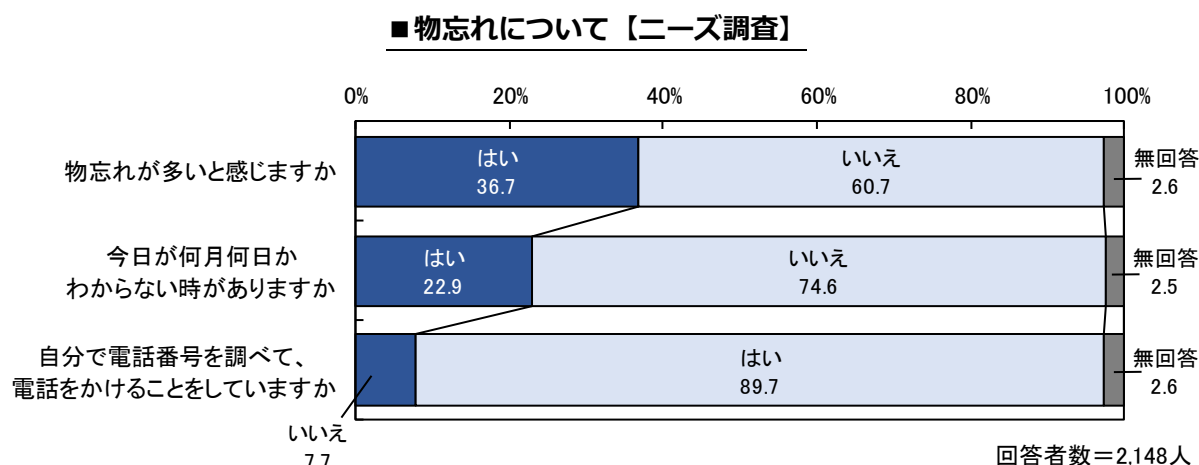
ニーズ調査の対象者への物忘れについての設問に対し、3割以上が「はい」と答え、今日の日付について「わからない時がある」と回答したのは2割以上となっています。また、自分で番号を調べて電話をかけているかについては、「いいえ」と回答したのは1割未満となっています。

外出を控えているかについて、14%が「はい」と回答し、その理由として「足腰などの痛み」が約5割、次いで「交通手段がない」が約2割となっています。

外出する際の移動手段について、「徒歩」と「自動車（自分で運転）」の回答が5割を超えており、次いで「電車」が4割以上、「自転車」が約3割となっています。

ニーズ調査の対象者が一人でできない動作について、『IADL<sup>※14</sup>』の関連項目では、「食事の用意」が6.6%と最も高く、次いで「バスや電車を使って1人で外出」4.1%などと続いています。また、『知的能動性<sup>※15</sup>』の関連項目では、「本や雑誌を読む」が22.9%と最も高く、次いで「新聞を読む」が12.6%と続いています。

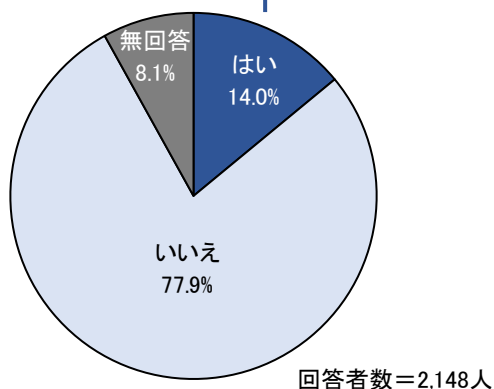
趣味について、ニーズ調査の対象者の約8割が「ある」と回答しており、その具体的内容として最も多くあげられたのは「各種スポーツ」となっています。



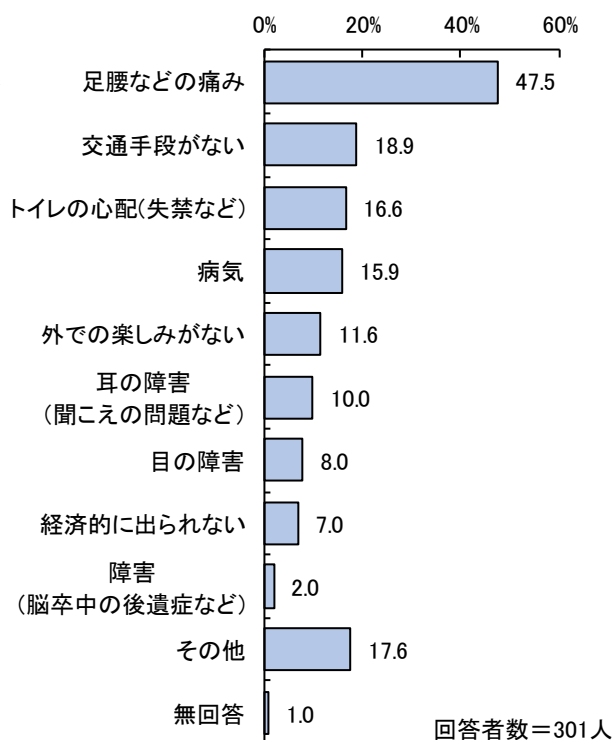
※14：日常生活関連動作（Instrumental Activities of Daily Living）のこと。排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作 ADL（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のこと。薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。

※15：情報を探索し、集めた情報から新たなものを創り出し、心地よい時間を創り出す能力のこと。また、余暇活動に結び付けていく一連の知的な活動能力のこと。

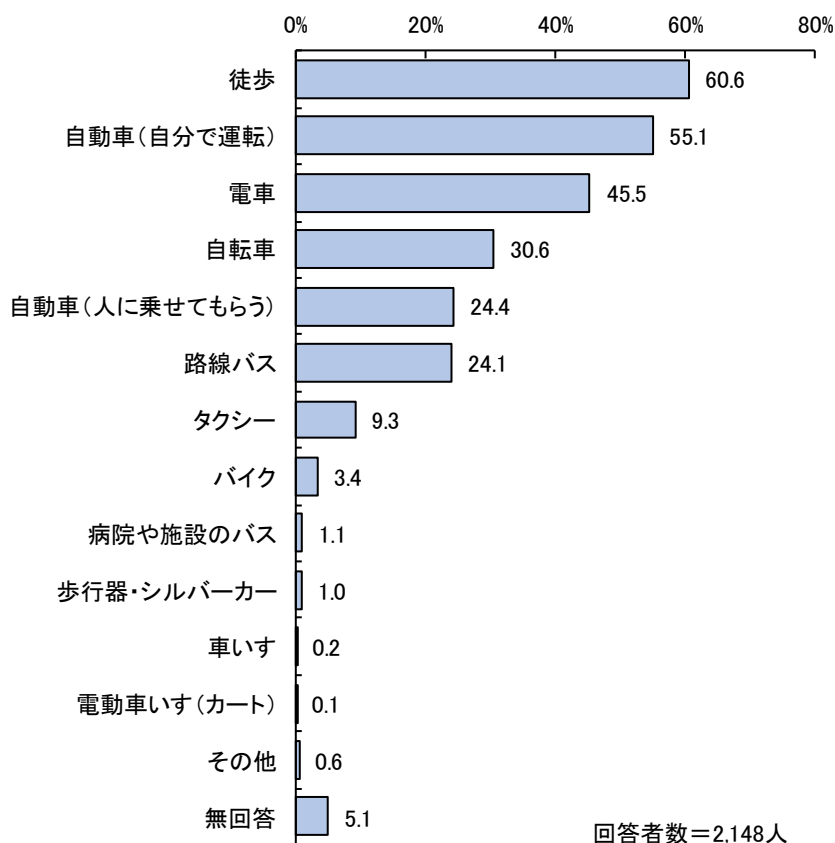
■ 外出を控えているか【ニーズ調査】



■ 外出を控える理由（複数回答）【ニーズ調査】

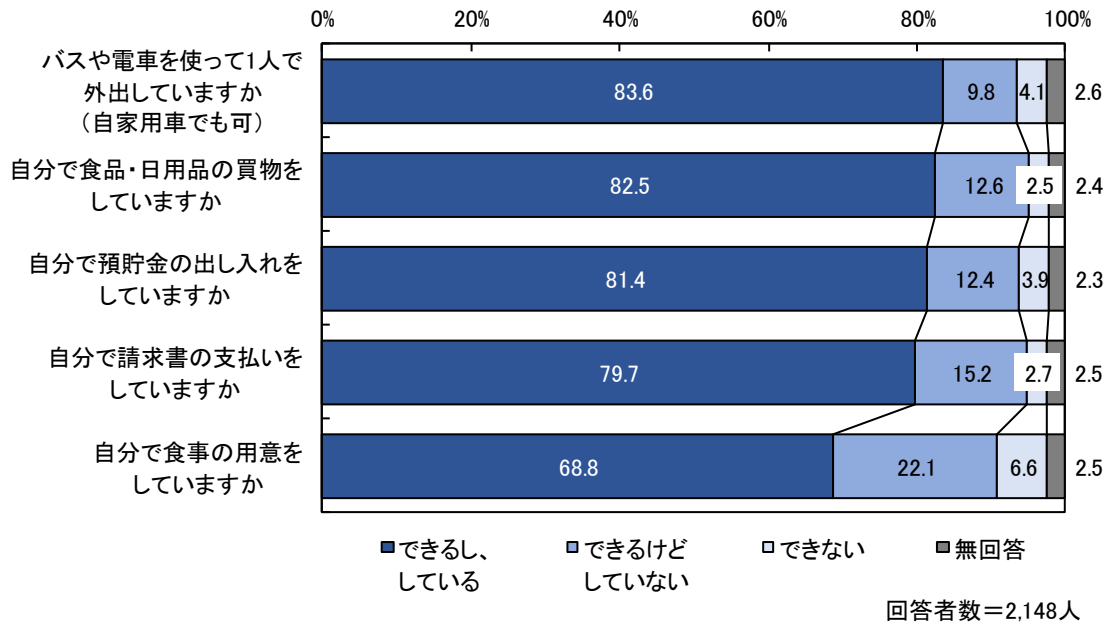


■ 外出する際の移動手段（複数回答）【ニーズ調査】

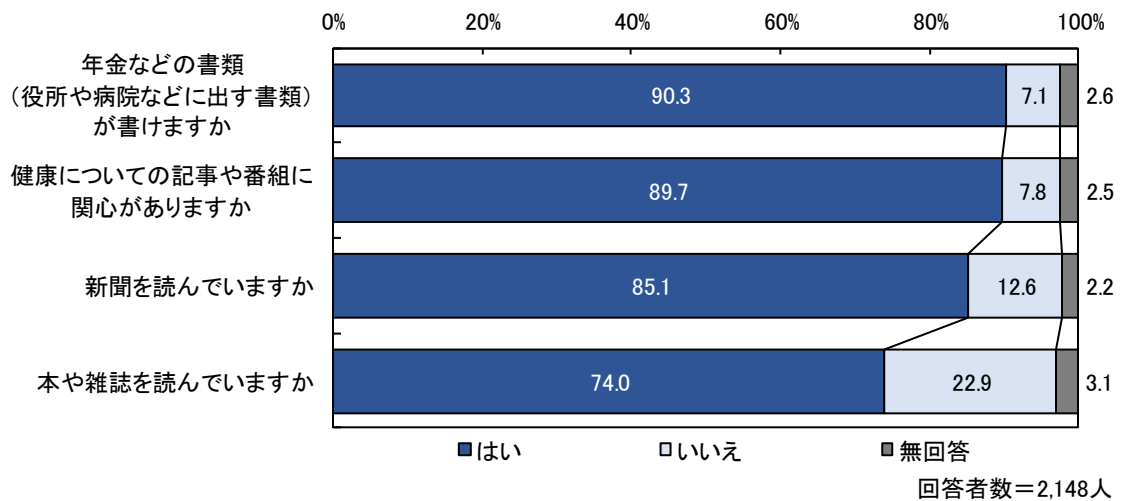




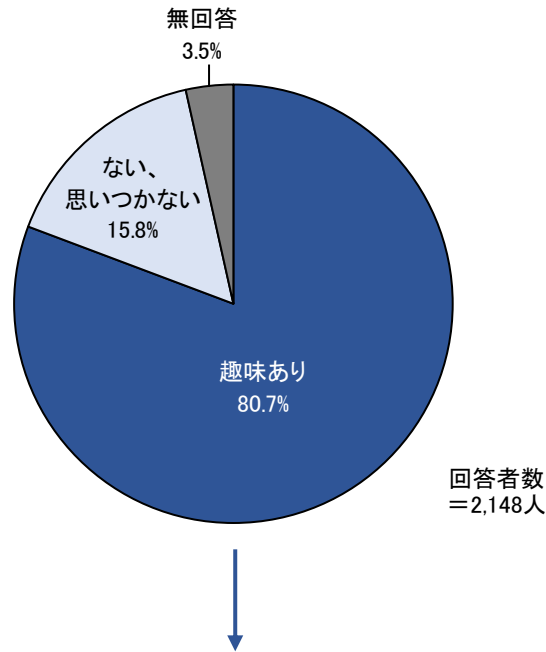
■一人でできない動作について『IADL』【ニーズ調査】



■一人でできない動作について『知的能動性』【ニーズ調査】



■ 趣味の有無について【ニーズ調査】



【 趣味の具体的内容 】

各種スポーツ (300 件)	編み物 (51 件)
・ゴルフ (87 件)	物作り、DIY (46 件)
・テニス (25 件)	ウォーキング、ジョギング(46 件)
・水泳 (19 件)	釣り (41 件)
・グラウンドゴルフ (17 件)	ダンス (39 件)
・ゲートボール (9 件)	パソコン・TV・ラジオ (33 件)
・ソフトボール (9 件)	登山、ハイキング (33 件)
・卓球 (8 件)	囲碁、将棋 (25 件)
・野球 (7 件)	カメラ、写真 (24 件)
・その他スポーツ観戦など (119 件)	ドライブ、バイク、バス (24 件)
園芸・ガーデニング・畑 (193 件)	パズル (20 件)
読書 (116 件)	映画 (19 件)
カラオケ・歌・コーラス (110 件)	書道 (16 件)
音楽・楽器演奏 (105 件)	農業 (15 件)
手芸 (97 件)	マージャン (15 件)
旅行 (75 件)	茶道・お茶 (14 件)
絵・絵手紙 (52 件)	俳句 (10 件)
	など

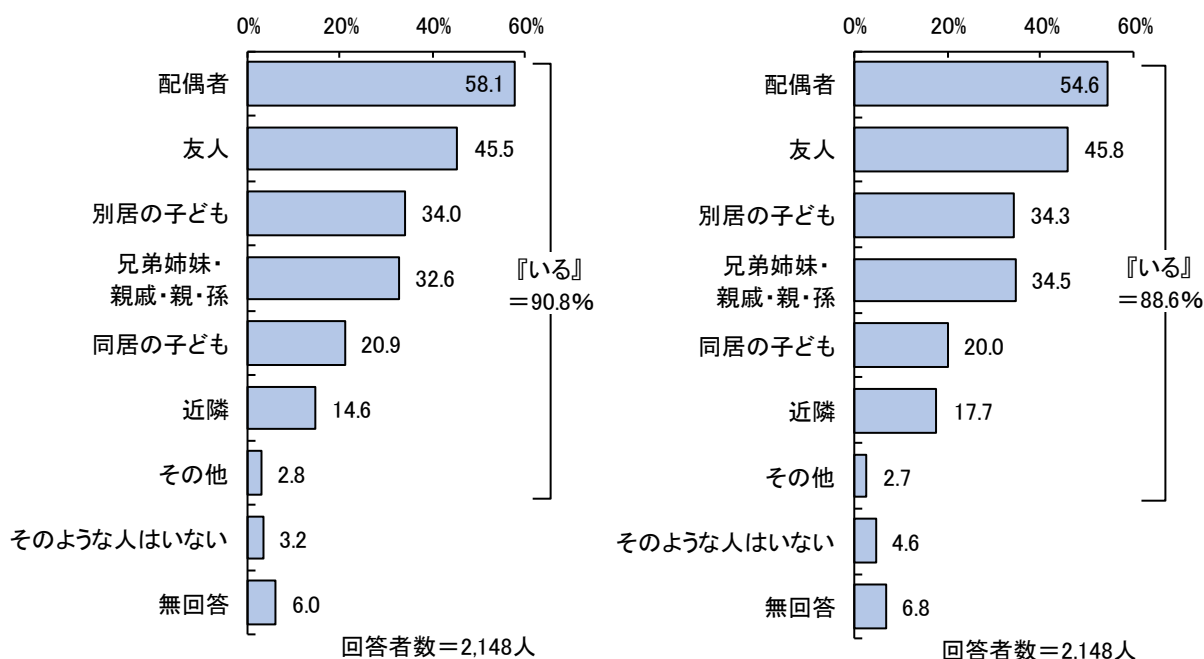
### 3 「たすけあい」について

ニーズ調査の対象者への悩みを聞く・話す相手についての設問に対し、悩みを聞く・話す相手がどちらも『いる』と回答したのは約9割で、その相手としては、ともに「配偶者」が最も多く、5割以上となっています。次いで多いのは「友人」で、ともに約45%となっています。

ニーズ調査の対象者について、看病をしてくれる人が『いる』と回答したのは約90%となっていますが、一方、看病をしてあげる人が『いる』と回答したのは約85%となっており、してあげる側のほうが低くなっています。また、その相手については、どちらも1位は「配偶者」で約65%、2位は「別居の子ども」で約30%となっています。

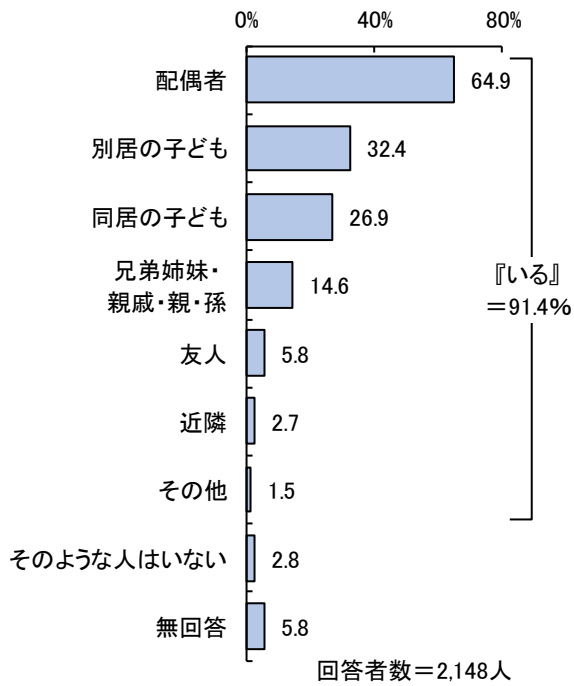
家族・友人以外の相談相手について、ニーズ調査の対象者が『いる』と回答したのは約5割となっており、その中で最も多かったのは「医師・歯科医師・看護師」となっています。

#### ■悩みを聞いてくれる人（複数回答）【ニーズ調査】 ■悩みを聞いてあげる人（複数回答）【ニーズ調査】

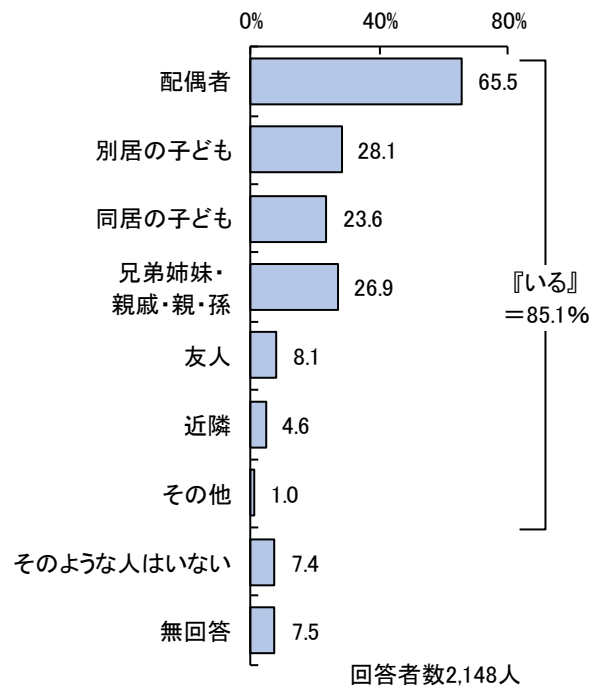


※：『いる』 = 100 - (「そのような人はいない」 + 「無回答」)

■看病をしてくれる人（複数回答）【ニーズ調査】

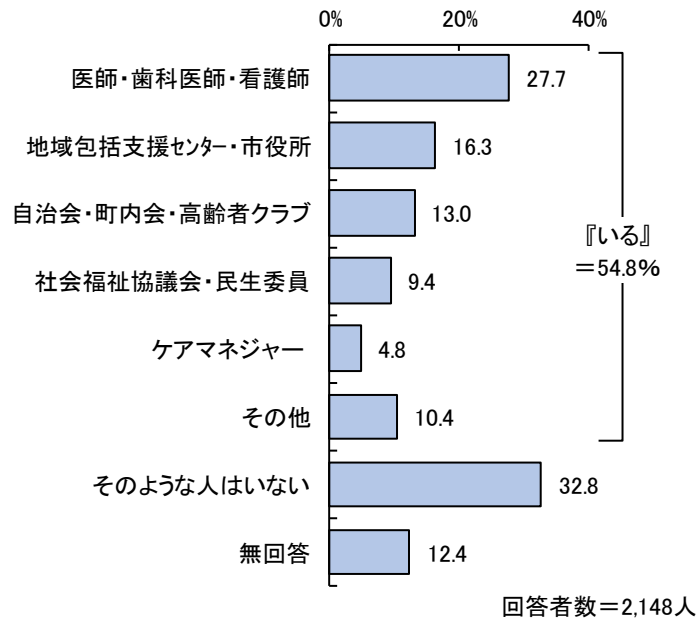


■看病をしてあげる人（複数回答）【ニーズ調査】



※：『いる』 = 100 - (「そのような人はいない」 + 「無回答」)

■家族・友人以外の相談相手（複数回答）【ニーズ調査】



※：『いる』 = 100 - (「そのような人はいない」 + 「無回答」)

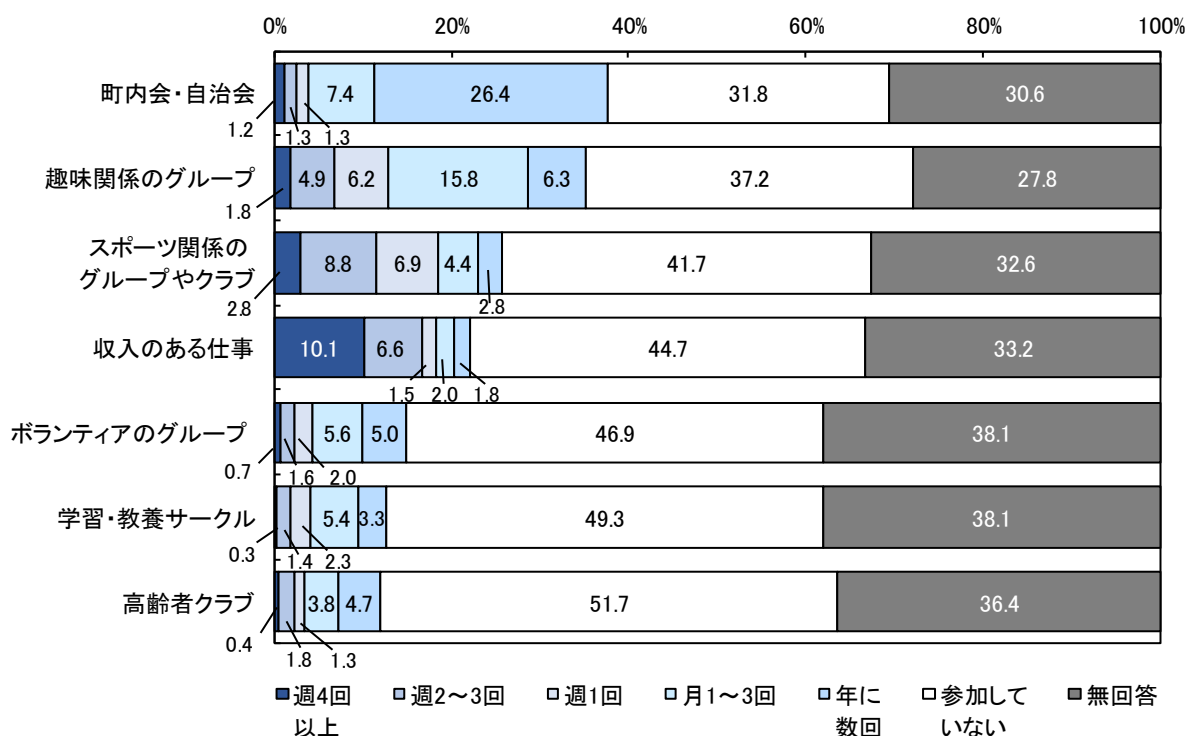
## 4 地域での活動について

ニーズ調査の対象者への参加している地域活動についての設問に対し、年に1回以上参加している地域活動は町内会・自治会が最も多く、次いで、趣味関係のグループとなっています。

町内会・自治会への参加は「年に数回」が最も多く、趣味関係のグループへの参加は「月に1～3回」が最も多くなっています。

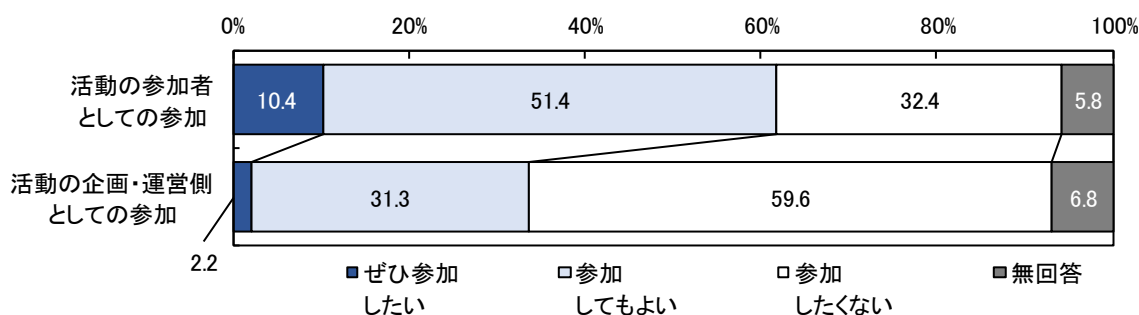
地域活動への参加について、ニーズ調査の対象者の約60%が参加者としての参加に肯定的な回答（「ぜひ参加したい」+「参加してもよい」）となっていますが、「企画・運営側」としての参加に肯定的な回答は約30%となっており、倍近い開きとなっています。

■参加している地域活動【ニーズ調査】



回答者数=2,148人

■活動への参加の有無【ニーズ調査】



回答者数=2,148人

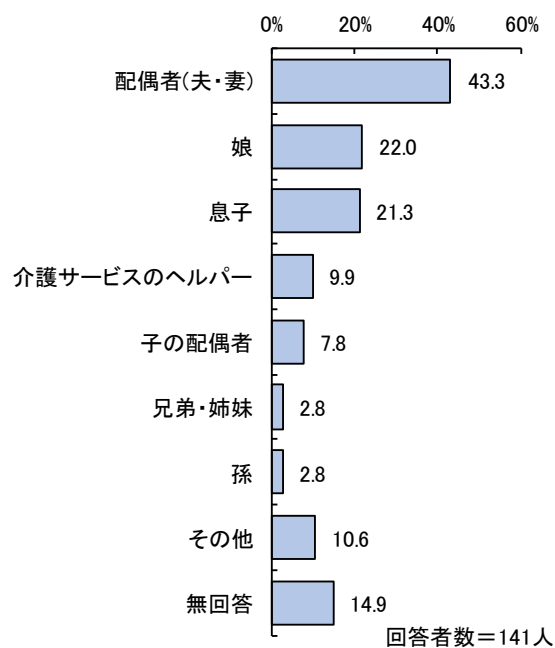
## 5 主な介護者について

主に介護している方について、ニーズ調査では「配偶者」が最も高く、在宅介護実態調査では「子」が最も高くなっています。

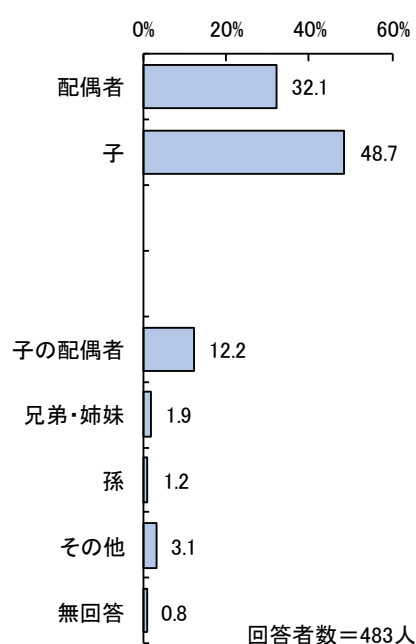
介護している方の年齢については、在宅介護実態調査では「50代」の割合が最も高く、続いて60代以上の年齢層で高い割合となっています。

介護を理由に過去1年間に仕事を辞めたかについては、在宅介護実態調査の対象者の約1割が「仕事を辞めた」と回答しています。

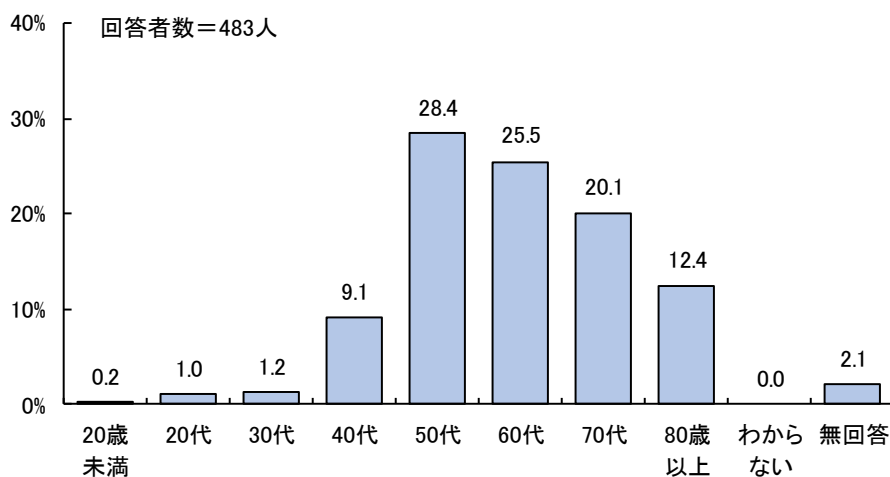
■主な介護者（複数回答）【ニーズ調査】



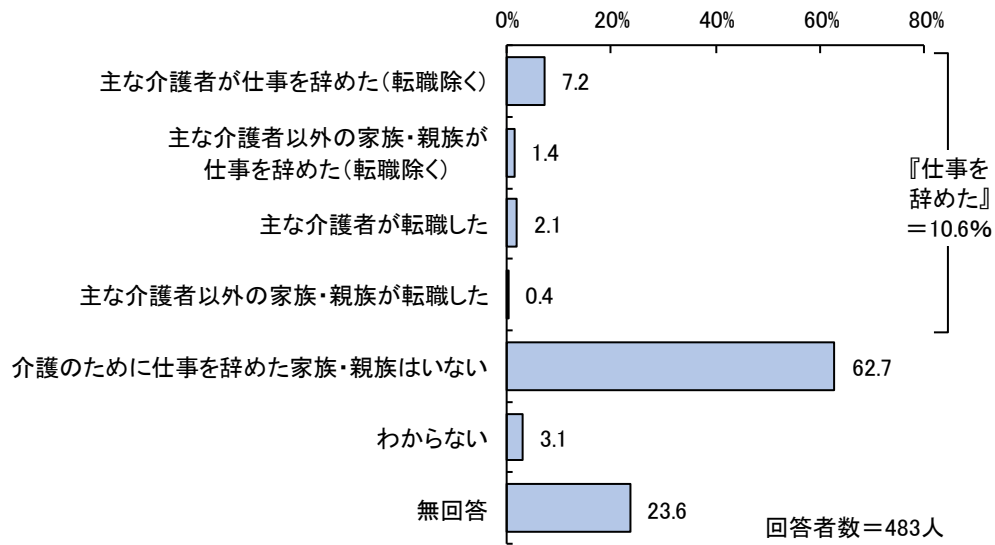
■主な介護者【在宅介護実態調査】



■介護者の年齢【在宅介護実態調査】



■介護を理由に、過去1年の間に仕事を辞めたかについて（複数回答）【在宅介護実態調査】

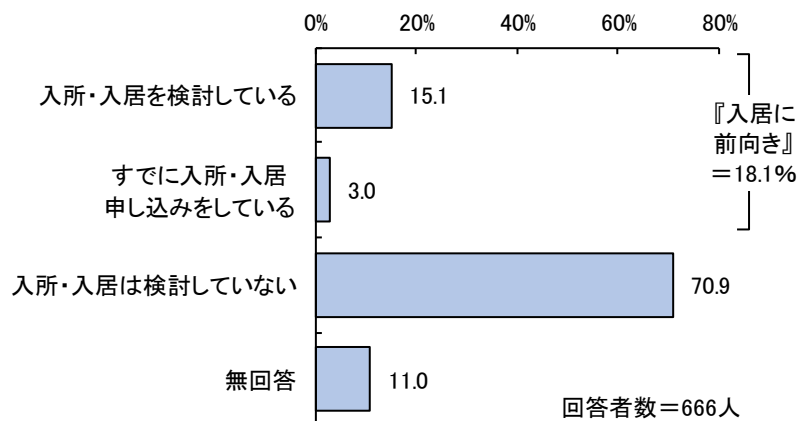


※：『仕事を辞めた』=100-(「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」+「わからない」+「無回答」)

6 住まいについて

現時点での施設等への入居の検討状況について、在宅介護実態調査の対象者の約2割が『入居に前向き』な回答となっています。

■現時点での施設等への入居の検討状況について【在宅介護実態調査】

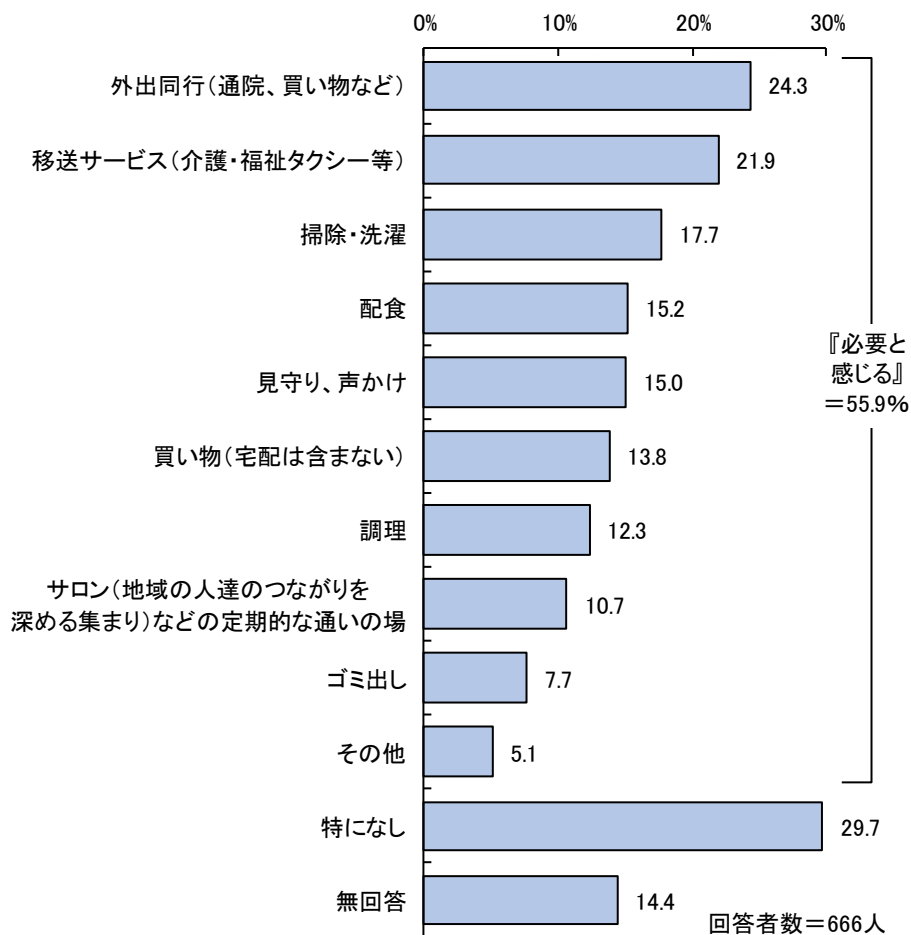


※：『入居に前向き』=「入所・入居を検討している」+「すでに入所・入居申し込みをしている」

## 7 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

在宅介護実態調査の対象者への今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについての設問に対し、5割以上が『必要と感じる』と回答しています。その内訳は、「外出同行（通院、買い物など）」「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「掃除・洗濯」「配食」「見守り、声かけ」が上位にあがっています。

### ■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて（複数回答）【在宅介護実態調査】



※：『必要と感じる』 = 100 - (「特になし」 + 「無回答」)



### 第3節 あきる野市の高齢者を取り巻く課題

アンケート調査結果等から、本市の高齢者を取り巻く主な課題を次のとおりまとめました。

#### 課題1：健康づくりと介護予防・重度化防止の充実

今後、本市においても高齢化率の上昇が見込まれています。その中で、高齢者一人ひとりが、健康で生きがいをもって暮らすためには、心身の健康づくりや介護予防に日常的に取り組むことが重要です。

ニーズ調査では、8割の方が健康状態は『良い』と感じていますが、高血圧をはじめとする何らかの病気等を抱え、約2割の方がこの1年間に転倒を経験し、約4割の方が転倒の不安を感じています。また、約3割の方がこの1か月間に気分が沈んだりする気持ちになっています。

在宅介護実態調査では、約3割が介護保険サービス以外の支援・サービスを、約1割が訪問診療を利用しています。

今後は、日頃から取り組める心身の健康づくり活動や人と人のつながりを通じて介護予防が図れる地域づくりを推進するとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な健康相談、健康指導を始めとする健康づくりへの支援、また、各種介護予防事業の充実や重度化防止を図ることが課題です。

#### 課題2：多様な社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者が身近な方と会話をし、趣味の時間を楽しむ、また特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素です。

ニーズ調査の外出については、14.0%の方が外出を控え、その理由としては約5割の方が足腰などの痛み、約2割の方が交通手段がないと回答しています。趣味の有無については、約8割があると回答し、その内訳で一番多いのはスポーツ活動となっています。

今後は、高齢者が近所の方と交流する機会づくりを進めるとともに、気軽に外出できる環境整備や高齢者自身が地域で支援が必要な高齢者の支え手となるなど、高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進が課題です。

### 課題3：介護者を支える仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活していくためには、介護者を支える仕組みづくりが重要になってきます。

主な介護者について、ニーズ調査では配偶者が約4割、在宅介護実態調査では子どもが約5割となっています。在宅介護実態調査から介護者の年齢は50代以上が8割以上を占め、介護者も高い年代であることがわかります。過去1年の介護離職の割合は約1割となっています。

今後は高齢化する介護者の負担を軽減するための取組の充実を図ることが求められ、介護離職にならないように支援することが必要となってきます。

### 課題4：高齢者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

高齢化の進展に伴い、認知症の方や身体機能の低下が見られる方の増加が見込まれ、地域の方の見守りや手助けが一層重要となってきます。

ニーズ調査では、3割以上の方が物忘れが多いと感じています。また、一人でできない、できるけどしていない動作として、自分で食事を用意することの割合が最も高く、次いで請求書の支払いをすること、預貯金の出し入れをすること、日常の買い物、外出と続いています。

今後は、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等が連携して、認知症などで手助けを必要とする高齢者を地域全体で見守り、支える仕組み（地域包括ケアシステム）をさらに推進し、深化していくことが重要です。また、成年後見制度<sup>※16</sup>の周知や活用等も求められます。

---

※16：認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上的の障害によって判断能力が十分でない方が、財産管理や身上監護（生活について配慮すること）について不利益を被らないように、一定の決められた方が保護・援助する制度のこと。家庭裁判所に申立てすることにより選任される。

## 第4節 地域包括ケア「見える化」システム

第7期事業計画は、地域包括ケア「見える化」システムを用いて作成しました。この見える化システムには大きく分けて4つの機能があり、「現状分析」「取組事例」「将来推計」「実行管理」となっています。

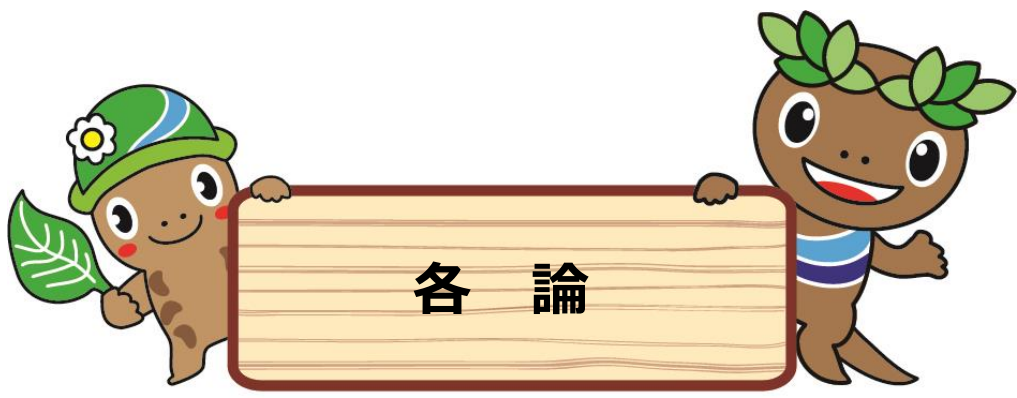
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を踏まえ、地域ごとの数値を表示したり、また、介護サービス見込量の推計から必要な保険料を算定し、計画に反映させています。

この見える化システムはインターネット環境があれば、誰でもIDとパスワードを取得し、全国の状況を閲覧することができます。

### ■ 地域包括ケア「見える化」システム







森っこサンちゃん



# 第1章 健康づくりと介護予防の推進

---

## 第1節 健康づくりへの支援

### 1 健康増進事業

本市の健康増進計画「めざせ健康あきる野 21（第二次）」において、すべての市民が「ふれあい いきがい 元気なまち」を目指す姿として、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す、健康寿命の延伸を目標に掲げています。

心身ともに健康の維持・増進を図るためには、一人ひとりが自分の健康寿命を延伸するという意識を持ち、日々の生活の中で栄養・食生活、身体活動・運動、休養、口腔などについて、健康管理を続けるとともに活動の範囲を広げ、人との関わりを積極的にもつことが重要です。そして、家族や地域が健康づくりをサポートする地域ぐるみの健康づくり活動を推進していきます。

### 2 健康診査及び各種検診事業

糖尿病等の生活習慣病<sup>※17</sup>を早期発見し、治療につなげることや健康について考える機会とするため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とした「特定健康診査」と75歳以上の「後期高齢者医療健康診査」を市内医療機関において実施しています。

また、がんの早期発見のため、性別・年齢に応じて、胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診を実施しています。

そのほかに肝炎ウイルス検診、結核検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診、口腔がん検診を対象となる市民に受診を勧め、病気の早期発見と治療につながるようにしています。

検診の種類によっては、検診期間の延長や休日等の実施をしています。さらに特定健康診査・後期高齢者医療健康診査と同時に受診可能ながん検診などを設定し、市民が受診しやすい環境の整備をしています。

今後は、引き続き受診環境を向上させるため、周知や受診勧奨を実施していきます。

### 3 健康手帳の交付事業

特定健康診査や保健指導等の記録、その他健康に関する情報を記載し、自己の健康管理と適切な医療に活用できるよう、40歳以上の希望者に健康手帳を交付しています。各種健康診査や血圧等の記録を行うことによって、健康に関わる相談を適切に行うことができ、毎年2,500冊程度交付しています。

今後は、正しい利用の案内と積極的な活用を進め、健康相談や医療等の適切な実施につなげていきます。

---

※17：食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねによって、起因する病気の総称のこと（高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症など）。

## 4 健康教育事業

知識・経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として、講座等を開催し、高齢期を迎える前から生活習慣病や各種疾病の予防等についての正しい知識の普及を目指しています。

また、高齢者クラブ等の団体や地域イキイキ元気づくり事業、健康づくり市民推進委員<sup>※18</sup>による町内会・自治会での活動等、各地域に出向いて健康教育を実施しています。

今後は、開催時間の検討や、内容をより深く理解できるように体組成計や骨密度測定器等を利用し、市民の健康状態を確認しながら健康教育を進めていきます。

また、健康教育のテーマについては、市民の健康づくりに関連し、関心の高いものを選定し、広く参加者の増加を図っています。

## 5 健康相談事業

生活習慣病予防や健康づくりに関して理解を深め、生活習慣の見直しや取組が継続できるよう、定期的に市施設などで気軽に立ち寄ることができる健康相談を実施しています。また、相談日や個別に時間を予約する個別相談、随時の電話相談なども実施しています。

毎月の「広報あきる野」での開催日の掲載や、各種事業の際に案内チラシを配布して周知しています。また、測定や展示物など相談コーナーの内容を工夫し、利用を勧めています。

今後は、相談件数の増加につながる勧奨方法の検討や、相談内容を充実させるため相談票の工夫、健康手帳の活用促進などにより、健康相談事業の充実を図ります。

## 6 地域イキイキ元気づくり事業

身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心に、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、地区会館等を利用して、月1回程度事業を実施しています。実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談も行っています。その他、心の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防となるように取り組んでいます。

市内49の地域で実施しており、平成29年10月の参加者は、計709人となっています。

今後は、引き続き閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた参加者が得られるように事業内容を検討していきます。

## 7 訪問指導事業

閉じこもりや認知症の予防に向けて高齢者を訪問し、必要な保健指導を行い、心身の機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

今後は、他の事業においても対象者の把握を常に行い、対応していきます。

---

※18：地域における健康づくり事業を総合的に推進し、市民の健康づくりを図るため、町内会・自治会から推薦された委員で構成された組織のこと。



## 第2節 介護予防の推進

### 1 地域支援事業<sup>※19</sup>における介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業<sup>※20</sup>で構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的としており、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、旧介護予防訪問介護等により提供されていた専門的なサービスに加え、住民等による多様なサービスの充実を図り、要支援者等に対し効果的かつ効率的な支援等を行うとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的とする事業です。

本市において介護予防・生活支援サービス事業を利用できる方は、要支援認定をお持ちの方、認定更新時に訪問型サービス・通所型サービスのみを利用する方を対象に基本チェックリストを実施し、総合事業の事業対象者として認定した方としております。

一般介護予防事業は、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するなど、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築し、介護予防を推進する事業であり、この事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業など必要な事業を組み合わせ、効果的かつ効率的に実施していきます。

#### (1) 介護予防ケアマネジメント<sup>※21</sup>の充実

地域包括支援センターは、要支援者及び総合事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活の支援をするため、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスなど、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防ケアプラン<sup>※22</sup>を作成しています。

今後も引き続き、介護予防と自立支援の視点を踏まえながら、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防ケアプランを作成していきます。

---

※19：被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。

※20：総合事業のうち、元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、従来実施していた介護予防事業を見直したもの。住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進するもの。

※21：要支援と認定された方及び総合事業対象者の方に対して、個々の希望や状態に応じた目標設定、ケアプラン作成を行い、サービス利用の効果を定期的に評価すること。

※22：どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。

## 2 介護予防事業対象者の把握

本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を関係機関との連携等により、早期に発見・把握し、要支援・要介護状態にならないよう生活機能の向上を目指して、収集した情報等を活用し、介護予防事業対象者を把握します。

### (1) 介護予防普及啓発事業

#### ①通所型介護予防事業

介護予防事業対象者等に、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等を織り交ぜて、介護予防全般を学ぶことができる教室を開催するとともに、複合的なプログラムの実施や集団での教室参加が難しい方については、心身能力に応じて、契約整骨院での個別運動の利用を勧めています。また、認知症を予防するための教室や地域の特性を生かしたサロン型の介護予防事業を実施するなど、無理なく介護予防に取り組み、生活の中で習慣となるよう働きかけています。

今後は、総合事業における介護予防サービス事業としての活用について、各事業を検証するとともに、更に事業の推進を図ります。

通所型介護 予防事業（複 合型プログ ラム） 参加者数 （人）	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	131	61	90	100	110	120

#### ②訪問型介護予防事業

閉じこもり、認知症、うつ等のため、通所による事業への参加が困難な方を対象に、月1回程度の訪問を3か月間実施しています。個々の状況を把握し、状態に応じた生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談や助言を行っていますが、訪問型介護予防事業の利用者は少ない状況です。

今後は、総合事業における介護予防サービス事業としての活用について、事業を検証するとともに、更に事業の推進を図ります。

## (2) 地域介護予防活動支援事業

### ①介護支援ポイント事業

高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、高齢者自身の介護予防を図り、高齢者が地域で元気に活躍し暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。

今後は、事業への参加者を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、登録状況や活動状況などを精査し、対象となる活動や事業所等の範囲の拡大を図ります。

### ②介護予防リーダー育成事業

住民主体の集いの場を充実し、人と人とのつながりを通じた介護予防を推進するため、介護予防リーダーを育成するとともに、介護予防リーダーが地域において介護予防を目的として実施する活動を支援します。

## 3 小宮ふれあい交流事業

小宮ふれあい交流事業は、小宮地区の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるように、趣味活動、介護予防の体操及び健康に関する相談等を行っています。

今後も、地域の高齢者がいつまでも元気に生活し続けられるように、事業を継続していきます。

交流事業 参加者数 (人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	716	646	640	640	640	640

#### 4 高齢者在宅サービスセンター※23事業

市内3か所の高齢者在宅サービスセンター（萩野センター、開戸センター、五日市センター）では、高齢者の心身機能の維持向上や自立生活の援助等を目的に、自立して活動できる高齢者等に対して、指定管理者※24による生きがい趣味活動（食事サービスや送迎サービスを含む）や自主事業（げんき応援事業）を実施しています。

今後も、社会的孤独感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するため、指定管理者のノウハウを活用し事業を継続していきます。

#### 5 ふるさと農援隊事業

農業を通じて、身体を動かし、他の農援隊会員との交流を通じ、生きがいを感じることで市民の健康増進を図っています。平成29年10月1日現在、湊上地区、引田地区及び五日市下田地区の農地63区画を貸し出しています。

---

※23：趣味や生きがいづくり活動を中心にした65歳以上の方のためのデイサービスの施設のこと。原則として、現在介護を必要としない方が対象で、市内を3つのサービスセンターで担当している。

※24：地方自治体はその公の施設の管理運営を任せた事業者のこと。

## 第2章 多様な社会参加・生きがいつくりの促進

### 第1節 就業への支援

#### 1 シルバー人材センター※25事業

定年退職者等のライフスタイルに合わせた軽易な就業による、生きがいのある生活の実現や高齢者の能力を生かした地域社会づくりに貢献していくため、シルバー人材センターに対して補助金を交付し、センターの育成と円滑な事業運営を支援しています。就業実人員数は微増となっておりますが、受託件数などは減少傾向にあります。

今後も、就業実人員数、受託件数、契約金額等が増加していくよう、支援していきます。

就業実人員数(人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	614	624	630	640	650	660

### 第2節 社会参加への支援

#### 1 町内会・自治会敬老行事推進事業

長寿を祝うとともに、高齢者が地域と関わりをもつ機会を提供するため、75歳以上の高齢者を対象とした町内会・自治会が実施する敬老行事に要する経費の一部を補助しています。

今後も、町内会・自治会と連携を図り、敬老行事等の活動を支援していきます。

事業対象者数(人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	9,667	10,294	10,800	11,300	11,800	12,300

※25：高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目指して活動する組織のこと。原則、市区町村単位に置かれ、それぞれが独立した運営を行う公益社団法人。

## 2 高齢者クラブ支援事業

東京都の「老人クラブ運営要綱」に基づく高齢者クラブに対し、その事業費の一部を補助し、高齢者福祉の充実を図っています。高齢者クラブ活動は、高齢者の交流の場となるだけでなく、社会貢献にもつながっています。クラブの会員数は微増となっています。

今後も、会員数の維持に向けた対策や高齢者クラブの活性化に向けて支援していきます。

高齢者クラブ 会員数 (人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	3,250	3,262	3,270	3,280	3,290	3,300

## 3 社会参加プログラムの紹介

趣味の時間を楽しむことや生涯学習で自分を磨くこと、豊かな経験や特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素であり、健康づくりにもつながります。

高齢者が各種活動に積極的に参加し、生きがいをもって自分らしく元気に生き生きと暮らすことができるように、様々な活動を紹介する社会参加プログラムをホームページ等を通じて周知しています。

## 第3章 高齢者の自立的な暮らしの支援

### 第1節 介護保険サービスの充実

#### 1 サービスに関する情報提供

##### (1) 利用者への情報の提供

高齢者保健福祉事業や介護保険制度に関するパンフレットの配布等により、利用者が主体的にサービスを利用できるように努めています。

また、インターネットや福祉・保健・医療情報ネットワークシステム（ワムネット<sup>※26</sup>）などを活用し、事業者からの情報収集に努め、「広報あきる野」や市、あきる野市医療・介護地域連携支援センターのホームページ等を通じて、必要な情報提供に努めています。

今後も利用者へ必要な情報提供に努めます。

- あきる野市ホームページ <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>
- あきる野市医療・介護地域連携支援センターホームページ <http://all-sc.net/>
- 介護サービス情報公表システム <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

##### (2) 地域への制度の周知

地域包括支援センターや町内会・自治会、高齢者クラブ等が実施する説明会・学習会等に、パンフレット等を提供し、制度の周知に努めています。

今後も、高齢者保健福祉事業及び介護保険制度の概要について、必要に応じて、出前講座や説明会等の開催によって、制度の周知が図れるよう各関係機関と連携していきます。

<sup>※26</sup> : W A M N E T (Welfare And Medical Service NETwork System) のこと。福祉・保健・医療サービスを利用したいときや、制度について知りたいときに、最新の情報を提供している独立行政法人福祉医療機構が運営する情報提供サイトのこと。

## 2 サービス利用に関する相談体制の充実

### (1) 地域包括支援センターでの相談体制

地域包括支援センターでは、介護保険サービスの利用に関する疑問や悩み等について、窓口、電話及び訪問等により、本人、家族、住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行っています。

専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者への訪問、関係者からより詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から定期的な情報収集と状況把握に努め、支援しています。

今後も、窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けた支援を行うとともに、相談機関としての地域包括支援センターの周知や社会資源の情報収集に努めます。

相談件数 (件)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	4,450	5,872	6,000	6,300	6,600	6,900

### (2) 在宅介護支援センター<sup>※27</sup>での相談体制

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの相談窓口（ブランチ）として、地域の高齢者や家族からの身近な相談窓口を担っています。また、介護保険サービスにはつながらない高齢者の見守り等も行っていますが、現状、相談件数は少ない状況です。

今後は、東部地域の地域包括支援センターの設置に伴い、在宅介護支援センターは廃止します。

相談対応 件数 (件)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	137	113	110	100	0	0

※27：在宅の寝たきりや認知症、一人暮らし、虚弱等の高齢者やその家族に対し、ニーズに対応した各種の福祉・保健・医療等のサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整等を行い、地域の高齢者やその家族が、安心して暮らせることを目的に相談に応じる機関のこと。



### **(3) 居宅介護支援事業者<sup>※28</sup>、サービス事業者での相談体制**

介護保険サービスについては、居宅介護支援事業者やサービス事業者に、相談や苦情を受け付ける窓口が設けられており、利用者に周知を図っています。

今後も引き続き、利用者に説明及び周知を図ります。

### **(4) 東京都介護保険審査会での相談体制**

介護保険制度では、保険者が行った行政処分に対する不服の申立ての審理・裁決を行う第三者機関として、都道府県に介護保険審査会が設置されています。このことについて、各種決定通知書、納入通知書等の下部や裏面に、東京都介護保険審査会事務局の連絡先等を記載するとともに「広報あきる野」や市のホームページ等で周知を図っています。

今後も引き続き周知を図ります。

### **(5) 東京都国民健康保険団体連合会、東京都社会福祉協議会<sup>※29</sup>での相談体制**

東京都国民健康保険団体連合会では、介護保険サービスの質の向上に関する調査及び指定事業者への指導・助言等を行っています。

また、指定事業者から提供されたサービスで、原則として次の3つの場合について、苦情の対象として受け付けています。

- ① サービス事業者、居宅介護支援事業者、保険者（区市町村）等において取り扱うことが困難な場合
- ② 事業者所在地と利用者居住地の区市町村が異なり、広域に影響が及ぶ可能性がある場合
- ③ 申立人が、東京都国民健康保険団体連合会での処理を特に希望される場合

さらに、東京都社会福祉協議会に運営適正化委員会があり、事業利用者の苦情解決のための第三者機関としての機能を担っています。

現在、東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用電話のパフレットを窓口に置くとともに「広報あきる野」や市のホームページで制度の周知を図っています。

今後も引き続き周知を図ります。

---

※28：都道府県の指定を受けて、ケアマネジャーを配置しているサービス事業者のこと。平成30年4月から指定権者は市町村となる。

※29：地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。全国組織として、全国、都道府県、市区町村単位で様々な活動を行っている。

### 3 サービス提供体制の充実

#### (1) 介護保険居宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、在宅ケアを支える居宅サービスの質の確保・向上が重要となっています。

事業実績分析や高齢者実態調査等により、利用状況や意向を把握し、サービス提供事業者等の協力を得ながら、適正なサービスが提供されるように努めます。

#### (2) 介護保険施設サービスの充実

高齢者が在宅での生活が困難となった場合に、そのニーズに応じて適切な施設サービスが受けられるように、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）において、適正なサービスが提供されるように努めます。

#### (3) 地域密着型サービス<sup>※30</sup>の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を続けていけるように、日常生活圏域を中心とした地域密着型サービスを提供しています。利用者は、原則市民に限定され、市が事業者の指定・指導監督を行います。

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、地域密着型サービスの果たす役割が重要となるため、適正なサービスの提供体制の充実に努めます。

#### (4) 一貫性・連続性のある福祉・保健・医療の連携体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、地域包括支援センターを中心とした連携体制が重要です。

地域包括支援センターの機能を強化し、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティアその他の関係者との連携体制の構築に努めます。

---

※30：平成18年度に創設された、要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスのこと。

## (5) 介護人材確保に向けた取組

介護保険制度の施行後、介護職員数は増加し、国のデータ（厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（介護職員数）（各年度 10 月 1 日現在））によると 15 年間で 3.3 倍となっています。平成 37 年には、さらに必要であるとされており、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が課題となっています。

介護職員、特に訪問介護員は不足している状況にあり、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、必要性が高まる生活支援について、担い手を確保する取組が求められます。

国は、介護報酬改定を通じた処遇改善の取組の推進や潜在介護人材の呼び戻し、学生や中高年齢者の新規参入促進、介護施設等における職員のための保育施設の設置・運営支援などを推進するとしております。

また、都は、介護人材確保事業のうち、介護職員初任者研修資格取得支援事業として無料の介護職員初任者研修を開講しており、市内の事業所が研修事業者として受託していることから、市では、介護職に就くことを希望する方に同事業を紹介し、人材確保につなげていきます。

市としては、介護予防・日常生活支援総合事業において、基準を緩和したサービスを提供するなど、人材確保に向けて取り組んでいきます。

国、東京都、市、事業者、それぞれの役割の中で連携するとともに、引き続き、今後の具体的な取組について検討していきます。

## 4 サービスの質の確保

### (1) 介護給付適正化事業

介護保険制度の信頼性を確保し、公平公正な介護保険事業運営を行っていくため、東京都の介護給付適正化プログラム<sup>※31</sup>を参考とし、介護サービスの適正化に努めています。

今後も、東京都の第4期介護給付適正化計画に基づき、主要5事業（①認定調査状況のチェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知）により、適正化を図ります。

### (2) サービス提供事業者との連携

より良い介護サービスが効果的に提供されるためには、サービス事業者自身によるサービスの質の向上に向けた取組が求められます。

今後も、介護事業者連絡協議会<sup>※32</sup>などと、定期的な意見交換の場を設けるなど連携を図りながら、事業者の自主的な取組を支援します。

### (3) 事業者への研修の実施、情報の提供

介護サービス事業者に対して、サービスの質の向上を目的として、東京都や外部講師による集団指導・研修を行っています。

市では、平成27年度から、医療・介護地域連携支援センターにおいて、事例検討会や研究会などを実施しています。また、平成29年度からは、主任介護支援専門員、介護支援専門員を対象とした研修を実施しています。さらに、西多摩地域の他市町村が実施する研修も受講可能とするなど、市町村間の連携も図っています。

今後も、定期的な研修の実施や集団指導・講習会等の情報の周知により、サービスの質の向上を促進します。また、東京都や関係機関のホームページ等を活用した情報の提供を実施します。

### (4) 福祉サービス第三者評価<sup>※33</sup>システムの活用促進

介護サービスが必要となったときに、利用者が自分に合った質の高いサービスを受けるためには、事業者の特徴やサービスの質など、選択のための分かりやすい情報が求められています。

東京都では、利用者でも事業者でもない第三者による「福祉サービス第三者評価システム」を実施しているため、今後もこの制度の活用を促進します。

※31：東京都と保険者が一体となって、介護給付の適正化を推進していくための取組のこと。①認定調査状況のチェック ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知の5つの項目を重点的に取り組んでいく。

※32：平成21年10月に「指定居宅介護支援事業者連絡協議会」と「指定居宅サービス事業者連絡協議会」が統合し、発足した協議会のこと。介護の質の向上のために、情報収集や研修を一体化して取り組む。

※33：事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質の評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者による福祉サービスの選択に役立つ情報を提供していくこと。

## **(5) 介護サービス情報の公表**

利用者が介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業者は、事業所やサービスに関する情報を自らの責任で公表し、透明性を確保した上で質の高いサービス提供に努めています。

今後も、介護サービス情報公表制度のパンフレットを置くなど、制度の普及に努めます。

## 第2節 福祉サービスの充実

### 1 自立を支えるサービスの充実

#### (1) 高齢者福祉電話事業

65歳以上の一人暮らし世帯や、世帯全員が65歳以上で生計中心者の所得税が一定額以下の、近隣に親族が居住していない世帯に対して、電話の貸与と、維持費（基本料金等）の助成を行っています。

今後も、窓口等の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。

電話貸与 世帯数 (世帯)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	10	8	8	9	10	11

維持費助成 世帯数 (世帯)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	109	111	113	115	116	117

#### (2) 水道料助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上で住民税非課税の世帯に対して、水道料の基本料金を助成し、経済的負担の軽減と生活の安定及び福祉の向上を図っています。

今後も、窓口等の福祉サービスの相談内容に応じて、周知を図ります。

助成世帯数 (世帯)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	159	171	180	190	200	210

### (3) 高齢者配食サービス事業

65歳以上の一人暮らし世帯や世帯全員が65歳以上の世帯等で、食事の調理が困難な高齢者に対して、昼食時に見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。

調理の困難な高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康の維持・増進に寄与しています。提供食数は、増加傾向にあります。

今後も、引き続き事業の周知を図ります。

提供食数 (食)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	14,538	14,648	14,800	14,900	15,000	15,100

### (4) 高齢者緊急通報システム事業

おおむね65歳以上の一人暮らし等の高齢者で、慢性疾患等のため常時注意が必要な方に対して、緊急通報機器を貸与して、緊急通報を24時間体制で受信しています。

今後も、関係者の協力を得て、事業を継続していきます。



〔高齢者緊急通報システム〕

緊急通報機 器設置 世帯数 (世帯)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	121	125	130	135	140	145

## (5) 高齢者自立支援日常生活用具給付事業

日常生活用具が必要と認められる高齢者に対し、日常生活用具を給付することにより、自立した生活の確保や日常生活の便宜を図っています。

日常生活用具が必要な高齢者を対象としていますが、ほとんどの方が介護保険制度の福祉用具貸与・購入の対象者となるため、申請数や利用数も少ない状況になっています。

今後も、制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。

## (6) 高齢者自立支援住宅改修給付事業

住宅改修が必要な高齢者に対し、居住する住宅の改修費を給付することにより、高齢者の在宅生活における日常動作の容易性、行動範囲の拡大の確保、転倒予防及び介護負担の軽減等を図っています。なお、要介護（支援）認定者は、介護保険の住宅改修の制度を優先的に利用することになります。

今後も、制度の周知を図り、必要な方に対して給付に努めます。

## 2 家族介護者への支援

### (1) 高齢者おむつ等給付事業

要介護認定で要支援1～要介護5の方に対し、月額5,000円を限度として、おむつの現物給付を実施し、家族の負担軽減を図っています。

今後も引き続き事業を継続して実施してまいります。給付額等が適正であるかなど、事業のあり方について検討してまいります。

高齢者おむつ等給付事業給付実績(人)	第6期 実績			第7期 推計		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	5,899	6,464	6,900	7,400	7,900	8,100



## (2) 家族介護慰労金支給事業

介護認定を受けた日から1年間介護保険サービス等を受けず、在宅で過ごしていた重度の要介護高齢者（要介護4・5）を介護している同居の家族に対して、慰労金として10万円を支給することにより、身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。

今後も、地域支援事業の家族介護継続支援事業として、引き続き実施します。

## (3) 介護教室

地域包括支援センターと在宅介護支援センターが中心となり、在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、家庭で高齢者を介護していく上で役に立つ介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催しています。

今後も、家族介護者等を支援するため、介護教室を引き続き実施します。

実施回数 (回)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	9	9	9	9	9	9

参加者数 (人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	229	220	230	230	230	230

## (4) 介護離職相談窓口等の情報提供

介護と仕事の両立に不安や悩みを抱えている方に、相談窓口を紹介するとともに、介護離職防止に向けた東京都の取組や企業の事例などを「東京都介護と仕事の両立サイト」を活用し、必要な情報の提供に努めています。

- とうきょう介護と仕事の両立応援デスク 電話：0570-00-8915
- 東京都 介護と仕事の両立サイト <http://www.kaigo-ryouritsu.metro.tokyo.jp/>

## 第4章 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

### 第1節 支え合いの仕組みづくり

#### 1 地域のネットワークづくり

町内会・自治会を主体として、消防団、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会から選出される委員などで構成する防災・安心地域委員会<sup>※34</sup>が組織され、地域力の向上が図られています。

現在、防災・安心地域委員会の協力により、高齢者見守り事業<sup>※35</sup>を実施しています。

##### (1) 高齢者地域見守り事業

65歳以上の一人暮らし世帯等に対して、新聞配達時、郵便配達時、ゴミ収集時、乳酸菌飲料配達時に見守りを実施し、世帯に異変があった場合には地域包括支援センターへ連絡してもらう取組を広げています。また、地域から選出された見守り協力員が月2回程度高齢者世帯を訪問し、安否確認などの見守りを実施しています。事業の周知については、「広報あきる野」や市のホームページ、介護支援専門員（ケアマネジャー）<sup>※36</sup>等を通じて行っています。利用者数が減少傾向にありますので、今後も、引き続き事業の周知を図ります。

利用世帯数 (世帯)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	204	178	190	200	210	220

※34：自主防災組織である町内会・自治会が主体となって、旧町村を単位とする7つの防災・安心地域委員会から成る組織のこと。町内会・自治会のほか、消防団、消防団OB、交通安全協会、防犯協会、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会、青少年健全育成地区委員会、PTAなどで構成される。

※35：高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう実施する事業のこと。①地域見守り事業 ②新聞配達見守り事業 ③郵便配達見守り事業 ④一般廃棄物収集見守り事業 ⑤乳酸菌飲料配達見守り事業がある。

※36：利用者からの相談に応じて、ケアプラン等を作成し、利用者の希望や身体の状態に合ったサービス利用ができるようにする介護の専門家のこと。

## (2) 地域の事業者等との協定による緩やかな見守り事業

高齢者を地域全体で支える仕組みとして、地域の事業者等との協定により、業務の範囲内において、何らかの異変に気付いた場合には、市や地域包括支援センターへ連絡いただき、適切な支援につなげる緩やかな見守りを実施しています。

平成 29 年 10 月 1 日現在で 30 事業所と協定を締結しています。

今後も、事業者の拡大に向け、引き続き事業の周知を図ります。

## 2 認知症支援の充実

### (1) 認知症早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に対し、早期からの適切な診断や対応などを実施するため、認知症初期集中支援チームを設置します。

### (2) 認知症地域支援推進員設置事業

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関間の連携の支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行うため、認知症地域支援推進員を設置しています。

### (3) 認知症サポーター<sup>※37</sup>キャラバンの取組

認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの養成に取り組んでいます。市民からの申出等による出張講座や小・中学生に対して実施しています。また、認知症サポーター養成講座を受講した方が地域で活躍できるように、認知症サポーターステップアップ講座を実施しています。

今後も、高齢者が増えるにつれ、認知症の方も増えていくことが見込まれるため、様々な地域の方が参加できるように、認知症サポーター養成講座等についての周知を図り、実施していきます。

受講者数 (人)	第 6 期			第 7 期		
	実績		見込み	推計		
	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度
養成講座	2,016	1,435	1,500	1,500	1,500	1,500
ステップアップ講座	-	-	32	40	50	60

※37：認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる方のこと。養成講座を受けることで、サポーターとなることができる。

#### (4) 徘徊行動のある認知症高齢者等への支援

GPS機能のついた機器を貸与し、認知症高齢者等の行方がわからなくなってしまったときに位置情報を提供するサービスを実施するとともに、外出時の事故等により保護された場合においても、速やかに身元等がわかるように高齢者等見守りキーホルダー及びお守りアイロンシール登録事業を実施しています。

今後も、認知症の方が増えていくことが見込まれるため、引き続き事業の周知を図ります。

※機器は充電式です。



〔認知症高齢者等位置情報探索機：GPS 機能〕

位置情報探索サービス利用者(人)	第6期			第7期		
	実績		見込み	推計		
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
	7	17	20	25	30	35

#### (5) 認知症予防の情報提供

認知症サポーター養成講座等の内容に、認知症予防の内容を組み込んで実施しています。また、地域包括支援センターで実施している介護予防講座で、認知症について要望がある場合に講義をしています。

今後も、認知症予防に関する情報について、認知症サポーター養成講座等とともに周知を図ります。

#### (6) 認知症疾患医療センターとの連携

東京都では、認知症の方やその家族の取り巻く課題を解決するため、認知症に関する相談の受付や地域の保健医療・介護関係者等との連携等を推進するため、「認知症疾患医療センター」を整備しています。

今後も、さらに認知症疾患医療センターとの連携を推進し、認知症の方やその家族への支援の充実を図ります。

## **(7) 認知症カフェへの支援**

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の方とその家族等が交流、情報交換等を行うほか、認知症についての地域住民の理解を深めることを目的として実施する「認知症カフェ」の運営を支援しています。

今後も、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「認知症カフェ」の運営を支援します。

## **3 生活支援体制整備事業**

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を継続できるように、地域における多様な担い手による生活支援・介護予防サービスを提供するため、生活支援コーディネーターを設置し、地域に不足するサービスの創出などを行うとともに、地域の資源・ニーズの把握や生活支援コーディネーターを組織的に補完するため、あきる野市地域ぐるみの支え合い推進協議体を設置し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進します。

## **4 地域福祉権利擁護事業<sup>※38</sup>の普及と活用促進**

### **(1) 地域包括支援センターでの権利擁護事業**

地域包括支援センターでは、高齢者に対する虐待の防止、早期発見等を目的とした権利擁護事業を行っています。また、地域における関係機関相互の情報交換や連携及び高齢者虐待防止の普及啓発などのため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を実施し、高齢者虐待への対応等について検討を行い、日々の相談に対し対応を進めています。

今後も、高齢者虐待に関する相談窓口について普及啓発を進めます。また、日々の相談について迅速かつ的確な対応を進めます。

### **(2) 地域福祉権利擁護事業**

地域福祉権利擁護事業とは、軽度の認知症の症状のある高齢者や、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でなく、自らの選択により適切なサービスを利用することなどが困難な方を対象に、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行うものです。現在は、対象者を拡大して事業を実施しています。利用に際しては、利用者本人が支援計画や契約内容に合意した上で、利用者本人と事業を実施している社会福祉協議会が契約を結び、援助が開始されます。徐々に対応件数も増えています。

今後も、関係機関との連携により、制度に関する普及啓発を推進します。

<sup>※38</sup>：地域支援事業の包括的支援事業として、高齢者虐待への対応と権利擁護の対応、支援を行う事業のこと（成年後見制度の活用推進・消費者被害の防止等）。

## 5 成年後見制度の普及と活用促進

成年後見制度は、認知症の症状があるなど判断能力が十分でない高齢者などのために、家族などが家庭裁判所に申立て、法定後見人を選任して財産の管理などを行う「法定後見制度」と、自らの判断能力が十分なときに、将来に備えて財産管理を頼む方を決めておく「任意後見制度」があります。

成年後見制度に関する相談や支援については、成年後見推進機関を設置して対応しています。

今後も、さらに成年後見推進機関と連携し、成年後見制度の周知啓発活動等を推進するとともに、市長申立てについても必要に応じて対応していきます。

また、成年後見制度の利用を更に促進にするため、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの中核機関の設置などを検討します。

## 6 地域人材の活用の促進

地域では、豊富な経験や技能をもった多くの市民が暮らしており、地域における活躍が期待されています。

今後は、団塊の世代を始め、定年退職などで職業生活の一線を退いた市民の力を積極的に生かせるように、高齢者のニーズに対応した社会参加の機会や情報の提供に努めます。

## 7 災害時支援の充実

災害時において、避難行動や避難所生活に配慮を要する高齢者への支援は重要な課題となっています。

市では、地域防災計画を策定し、避難行動要支援者名簿の作成や要配慮者利用施設の把握、二次避難所の確保に取り組むとともに、地域と連携し、高齢者を始めとする災害時に配慮を要する方の支援に努めます。

## 8 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で可能な限り自立した尊厳のある生活を続けられるよう、医療関係者、介護関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めます。

本市においては、居宅における医療を提供する医療機関、介護サービス事業者、その他の関係者の連携を推進する拠点を医師会への委託により設置し、在宅医療と介護の連携を推進しています。現在、あきる野市医療・介護地域連携支援センターにおいて、地域の医療機関、介護事業者等の情報をホームページへ掲載、医療・介護地域連携シート<sup>※39</sup>の作成、医療・介護関係者への各種研修の実施や在宅医療・在宅介護に関する市民公開講座などを実施しています。

在宅医療と介護の連携は、地域包括ケアシステムの深化・推進において重要な役割を担っており、今後も更に事業の推進を図ります。

### ■ 医療・介護地域連携シート

あきる野市医療・介護地域連携シート		医療機関 ↔ 事業所用	
平成 年 月 日			
*紹介先 担当者		紹介元名称・所在地	
かかりつけ医 医療機関名 担当医師		電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
		担当者名(職種)	
患者	氏名	男・女	
	住所	電話番号	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生 ( ) 歳	
連絡先	氏名	性別	電話番号
	1	同・別	携帯電話
病名 (該当するものを○で囲んでください)	認知症、脳梗塞・脳出血・クモ膜下出血(麻痺 有・無、右・左)、パーキンソン、心筋梗塞 大腿骨骨折(右・左)、(胸椎・腰椎)圧迫骨折、腰痛、膝関節痛、下肢筋力低下、閉塞性肺疾患 糖尿病、切断肢、高血圧症、脂質異常症、ペースメーカー、がん(部位: ) 高度難聴、その他( )、特別な医療処置( ) HDS-R 点、 MMSE 点 (要介護度 支1・支2・1・2・3・4・5) (担当ケアマネ事業者 氏名 )		
	現在の状況 (問題点、困っている事、相談事項など)	紹介元(相談・質問等)	紹介先(回答)
服薬中の薬剤	管理方法: 自立・一部介助・全介助		
ADL等	歩行	自立 見守り 一部介助 全介助	尿意・便意 有・無
	移動	自立 見守り 一部介助 全介助 (車椅子・杖・ストレッチャー)	失禁 有(尿、便)・無 オムツ使用 有・無
	排泄	自立 見守り 一部介助 全介助	失語症 有・無
	食事	自立 見守り 一部介助 全介助	嚥下困難 有・無
	入浴	自立 見守り 一部介助 全介助	意思疎通 有・無
	更衣	自立 見守り 一部介助 全介助	認知症 有・無
感染症	有( MRSA、B・C型肝炎、その他( ) ) ・ 無		
備考(自由記載)			

この様式は、あきる野市の医療・介護地域連携のためのシートです。  
【あきる野市医療・介護地域連携支援センター・公立阿佐留医療センター 平成29年1月】

※39: 在宅や施設から入院・入所される方について、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合等に活用するシートのこと。



## 第2節 総合的な相談・支援体制の充実

### 1 総合相談支援事業

地域包括支援センターでは、窓口、電話及び訪問などにより、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行っています。

今後も、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、窓口や電話での相談に対して、的確な状況把握を行い、解決に向けて支援をしていきます。また、地域の社会資源の情報収集に努めます。

### 2 相談支援体制の充実

地域包括支援センター等において、高齢者に関わる幅広い相談を十分に受け止め、問題解決やサービス向上につながる体制を整備しています。

また、月1回連絡会を実施し、連絡・調整を行っています。

今後は、日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置し、更に地域との連携を密にし、地域の相談支援窓口としての周知を図ります。



## 第3節 生活環境の整備と支援

### 1 民間賃貸住宅入居支援事業

本市に引き続き居住することを希望しながらも、住宅の確保が困難な高齢者世帯に対して、初回保証委託料の2分の1に相当する額（2万円を限度）を助成し、民間住宅の入居支援を行っています。

今後も、制度利用希望者に対応するため、引き続き事業の継続実施を図ります。

### 2 養護老人ホーム入所措置事業

環境上の理由や経済的理由により、在宅での生活が困難な65歳以上の方を対象に、養護老人ホームにおいて、居住、食事等の日常生活に必要なサービスを提供するものです。

平成29年10月1日現在で措置者数は4人となっています。

今後も、老人福祉法に基づく事業として、引き続き事業の継続を図ります。

### 3 福祉有償運送事業者<sup>※40</sup>への支援

福祉有償運送事業者は、市内に1事業者あり、2年ごとに多摩地域福祉有償運送運営協議会<sup>※41</sup>で内容を審議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。

今後も、地域における福祉有償運送の必要性や安全の確保、旅客の利便に係る方策を協議するなど、福祉有償運送事業者への支援を行います。

### 4 高齢者の住まいに関する支援

高齢者が安心・安全で快適に自宅で暮らし続けられるよう、住宅の改修等の支援を行うとともに、住宅・福祉の両面から高齢者の住まい対策を総合的に進めていきます。

また、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）により、高齢者向け住宅が規定されています。市内の高齢者人口の現状や将来の見通しを勘案しつつ、地域の高齢者のニーズ等を把握し、適正な整備に努めます。

---

※40：道路運送法に基づき、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。

※41：道路運送法の「福祉有償運送」として、平成18年10月より営利を目的としない事業者が、高齢者などの移動困難な方を対象に、有償で運送事業を行う登録をしている多摩地域の22市4町村で設置した協議会のこと。新規事業参入するNPO法人などの登録申請、必要性、安全性の確保などを協議する。

## 第5章 介護保険事業の基盤

### 第1節 日常生活圏域

#### 1 日常生活圏域の設定

第7期計画における日常生活圏域については、本市の現状と地域性を考慮し、旧町村である7つの地域を基準として、充実した地域包括ケアシステムが構築できる地域として、3つの日常生活圏域を設定しています。

	合計	西部地域	中部地域	東部地域
人口	81,133人	21,266人	33,780人	26,087人
高齢者人口	23,449人	6,920人	9,118人	7,411人
高齢化率	28.9%	32.5%	27.0%	28.4%
認定者数	3,176人	1,006人	1,249人	921人
地域包括支援センター		五日市 はつらつセンター	高齢者はつらつセンター	

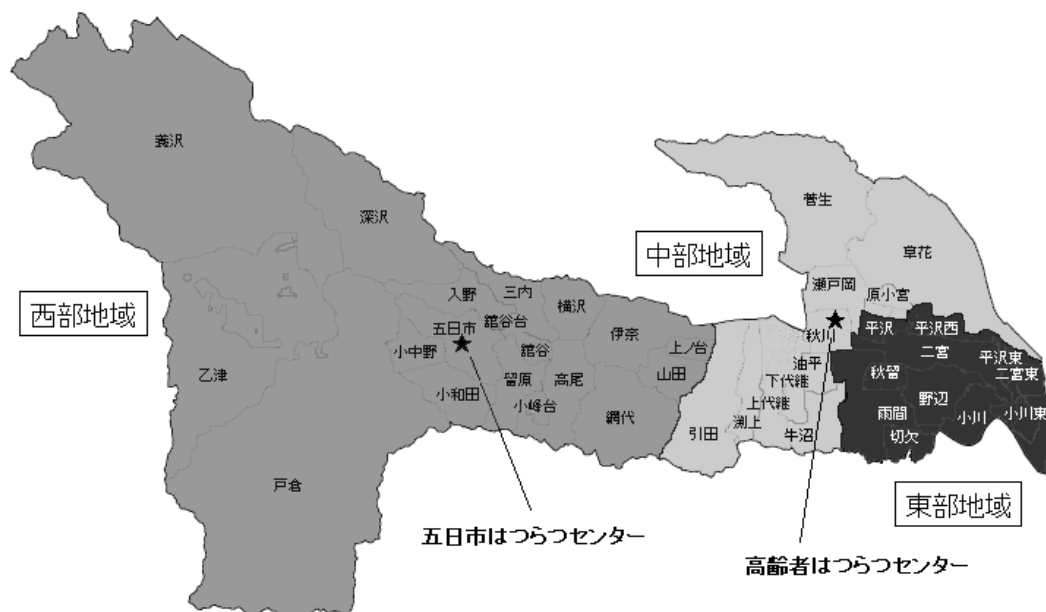
※：認定者数に住所地特例者は含みません。（平成29年10月1日現在）

※：西部地域・・・増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区

※：中部地域・・・多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区

※：東部地域・・・東秋留地区

#### ■ 日常生活圏域



## 第2節 地域包括支援センター

### 1 地域包括支援センターの充実

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは「必要な支援を包括的に確保する」という理念のもと、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立つ地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。このため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。

今後、地域の実情に合わせ、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、地域ケア会議等の取組を推進し、機能の充実を図ります。

#### ■ 地域包括支援センターの主な役割

①	②	③	④	⑤
介護予防 ケアマネジメント	総合相談支援	権利擁護業務	ケアマネジメント※42 支援	地域ケア会議の 開催

#### (2) 地域包括支援センターの運営

本市では現在「高齢者はつらつセンター」「五日市はつらつセンター」の2つの地域包括支援センターが運営されています。

名称	担当地区	所在地	直通電話
高齢者はつらつセンター	東部地域・中部地域 (旧秋川市の地域)	あきる野市秋川 5-1-8 あきる台在宅医療福祉センター 2階	550-6101
五日市はつらつセンター	西部地域 (旧五日市町の地域)	あきる野市五日市 411 五日市出張所 1階	569-8108

現在、市内2つの地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、個々の状況や変化に応じて、介護保険サービスを中心としつつ、医療機関を始め、地域資源を活用したサービスの切れ目のない提供を目指して取り組んでいます。

今後、第7期事業計画期間中に東部地域に1か所新設し、3つの地域包括支援センター体制とします。日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することで、地域包括ケアシステムの機能強化に向けて、圏域ごとに介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア、その他の関係者との連携に努め、利用者の地域性や利便性を考慮しながら、取り組んでいきます。

※42：援助を必要としている方に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。

### 第3節 介護基盤の整備

#### 1 介護サービスの種類

介護サービスの種類には、以下のサービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設（介護医療院）	

## 2 地域密着型サービス

### (1) 地域密着型サービスの整備及び利用者数

要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活を継続するためには、地域密着型サービスの果たす役割は重要であり、地域包括ケアシステムを構築するためにも、地域の実情に応じた整備が必要となります。

平成 27 年度に 3 サービス、3 事業所が新たに開設され、現在のところ、既存のサービスを含め、5 サービス、16 事業所が整備されています。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においては、一部のサービスを除き、原則的に新たな地域密着型サービスの整備は行わないこととします。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものですが、市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

#### ② 夜間対応型訪問介護

事前登録をした利用者に、夜間を含めた定期巡回と通報による随時のサービスを提供するものですが、市内には、夜間対応型訪問介護の事業所はありません。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

#### ③ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（定員 18 人以下）については、平成 28 年 4 月に地域密着型通所介護に移行しました。

また、本市の日常生活圏域により、通所介護事業所数に偏りがあることから、需要の動向や参入事業者の動向を注視していきます。

#### ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

市内には、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）事業所が 1 か所あります。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### **⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護**

市内には、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においては、利用状況や運営状況を検証し、今後の需要の動向を踏まえ、整備の必要性を検討していきます。

#### **⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護**

市内には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が、3事業所・45床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### **⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）**

市内には、特定施設入居者生活介護（通常の有料老人ホーム）が3施設・102床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### **⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）**

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）事業所が1か所あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### **⑨看護小規模多機能型居宅介護**

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するものですが、市内には、看護小規模多機能型居宅介護の事業所はありません。

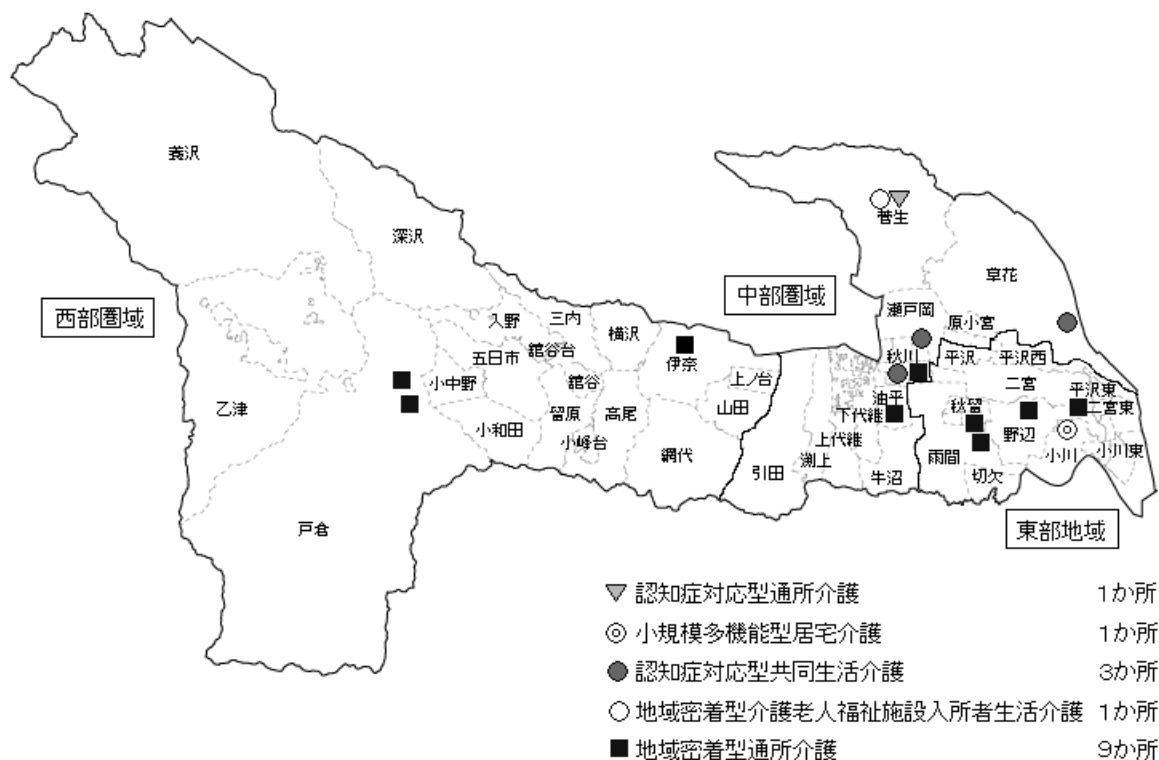
第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においては、需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、整備の必要性を検討していきます。

## ■ 地域密着型サービスの整備一覧

		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	か所数	—	—	—
夜間対応型訪問介護	か所数	—	—	—
地域密着型通所介護	か所数	9	9	9
	定員数	98	98	98
認知症対応型通所介護	か所数	1	1	1
	定員数	12	12	12
小規模多機能型居宅介護	か所数	1	1	1
	定員数	18	18	18
認知症対応型共同生活介護	か所数	3	3	3
	定員数	45	45	45
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム)	か所数	—	—	—
	定員数	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	か所数	1	1	1
	定員数	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	か所数	—	—	—
	定員数	—	—	—

## (2) 地域密着型サービスの整備状況

### ■ 地域密着型サービスの整備マップ





### 3 施設サービス

施設サービスについては、既存施設のほか、近隣市町村に複数の新たな施設が開設されるなど、利用者の選択肢は拡大している状況です。

#### ①介護老人福祉施設

市内には、定員 100 人前後の介護老人福祉施設(大規模特別養護老人ホーム)が 13 施設・1,300 床あります。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### ②介護老人保健施設

市内には、介護老人保健施設が、2 施設・151 床あります。また、平成 30 年度に 1 施設 150 床開設する予定です。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### ③介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設については、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針のもと、平成 30 年 3 月末に廃止される予定です。経過措置として、6 年後の平成 36 年 3 月末までの移行期間があり、介護療養病床の受け皿である介護医療院へ転換し、廃止されることになっています。

このため、原則、新たな整備は行わないこととします。

#### ④特定施設等

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)が 3 施設・102 床、軽費老人ホーム(ケアハウス)が 2 施設・98 床、住宅型有料老人ホームが 1 施設・15 床あります。

第 6 期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第 7 期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。



◆施設サービスの整備一覧

		H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度
介護老人福祉施設 (大規模特別養護老人ホーム)	か所数	13	13	13
	定員数	1,300	1,320	1,320
介護老人保健施設	か所数	3	3	3
	定員数	301	301	301
介護療養型医療施設及び介護医療院	か所数	－	－	－
	定員数	－	－	－
(介護予防) 特定施設入居者生活 介護 (介護付き有料老人ホーム)	か所数	3	3	3
	定員数	102	102	102
軽費老人ホーム (ケアハウス)	か所数	2	2	2
	定員数	98	98	98
住宅型有料老人ホーム	か所数	1	1	1
	定員数	15	15	15

## 第6章 介護保険事業量等の実績と見込み

### 第1節 サービス量の実績と見込み

#### 1 介護保険事業のサービス体系

介護保険制度に基づくサービスと事業は、大きく分けると保険給付サービスと地域支援事業の2つになります。

##### (1) 保険給付サービス

保険給付は、要介護（要介護1～5）者を対象とする介護給付サービスと、要支援（要支援1・2）者を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設（介護医療院）	

※：予防給付のうち、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、第6計画期間中に地域支援事業へ移行しています。また、移行した訪問型サービス、通所型サービスのみの利用の場合、「介護予防支援」から地域支援事業の「介護予防ケアマネジメント」に移行しています。

## (2) 地域支援事業

保険給付サービス以外の事業として位置付けられている地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）として、介護予防に重点を置いた多様な主体による取組が加わり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業があります。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	
	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問型サービス（第1号訪問事業）
	通所型サービス（第1号通所事業）
	その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
	一般介護予防事業
	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	一般介護予防事業評価事業
	地域リハビリテーション活動支援事業
包括的支援事業	
	総合相談支援事業
	権利擁護事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
	医療・介護連携事業
	日常生活支援体制の整備
	認知症施策の推進
任意事業	
	介護給付適正化事業
	家族介護支援事業
	家族介護教室
	家族介護継続支援事業
	その他事業
	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	地域自立支援事業
	その他事業

## 2 サービス利用者数の実績と見込み

### (1) 施設・居住系サービス利用者数

施設・居住系サービス利用者数については、平成 30 年度から平成 32 年度にかけて、960 人から 1,049 人へと 9.3%の増加が見込まれます。

利用者数 (人/月)	第 6 期			第 7 期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H37 年度 2025 年度
介護老人福祉施設	490	475	476	490	496	503	508
介護老人保健施設	231	255	261	273	303	333	350
介護療養型医療施設 (介護医療院)	43	49	58	61	61	61	61
施設サービス計	764	779	795	824	860	897	919
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	52	63	66	68	73	78	111
(介護予防) 認知症対 応型共同生活介護	25	29	32	39	42	45	45
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	29	29	30	29	29	29	29
居住系サービス計	106	121	128	136	144	152	185
合計	870	900	923	960	1,004	1,049	1,104

### (2) 居宅サービス利用者数

施設・居住系サービス以外の居宅サービスの利用者数は、平成 30 年度から平成 32 年度にかけて、1,896 人から 2,095 人へと 10.5%の増加が見込まれます。

利用者数 (人/月)	第 6 期			第 7 期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H37 年度 2025 年度
介護給付 (要介護 1～5)	1,314	1,381	1,453	1,529	1,609	1,693	2,181
予防給付 (要支援 1・2)	343	359	351	367	384	402	506
合計	1,657	1,740	1,804	1,896	1,993	2,095	2,687

### (3) サービス利用者数と利用率

施設・居住系サービス利用者及び居宅サービス利用者を合わせた全体のサービス利用者数は、平成30年度から平成32年度にかけて、2,856人から3,144人へと10.1%の増加が見込まれます。

利用者数 (人/月)	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
利用者数 計	2,527	2,640	2,727	2,856	2,997	3,144	3,791
居宅サービス	1,657	1,740	1,804	1,896	1,993	2,095	2,687
施設・居住系サービス	870	900	923	960	1,004	1,049	1,104
施設	764	779	795	824	860	897	919
居住系	106	121	128	136	144	152	185

利用率 (%)	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
利用率 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
居宅サービス	65.6	65.9	66.2	66.3	66.5	66.7	70.9
施設・居住系サービス	34.4	34.1	33.8	33.7	33.5	33.3	29.1
施設	30.2	29.5	29.1	28.9	28.7	28.5	24.2
居住系	4.2	4.6	4.7	4.8	4.8	4.8	4.9

※：居宅サービスとは、施設・居住系以外のサービスのことを指します。

※：施設・居住系サービスのうち、施設サービスと居住系サービスは次のとおりです。

施設サービス・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）を指します。  
 居住系サービス・・・（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を指します。

### 3 サービス利用量の実績と見込み

各サービスの利用量見込みについては、計画期間における利用者数や基盤整備の動向を踏まえ、また各サービスの利用実績等を加味して推計しています。

#### (1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

##### ① 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、入浴・食事等の介護など日常生活上の支援を行います。

介護予防訪問介護は、第6期計画期間中に地域支援事業へ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	3,913	3,981	4,360	4,800	5,076	5,316	6,528
	回/年	66,627	70,315	72,974	81,048	86,220	90,252	114,864
予防	人/年	1,289	1,190	890	-	-	-	-

##### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、浴槽を家庭にもち込み、入浴の介助を行います。基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。疾病などの理由により、一部軽度者の利用もあります。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	574	562	526	576	624	648	864
	回/年	3,037	2,795	2,694	2,952	3,204	3,324	4,428
予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0

### ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示の下、看護師や理学療法士<sup>※43</sup>、作業療法士<sup>※44</sup>などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	1,708	1,985	2,136	2,364	2,544	2,712	3,444
	回/年	13,118	12,746	12,198	15,360	16,536	17,646	22,494
予防	人/年	119	119	150	192	204	204	240
	回/年	562	574	802	1,002	1,074	1,074	1,260

### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示の下、理学療法士、作業療法士などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	1,618	1,724	1,906	2,208	2,304	2,376	2,976
	回/年	20,293	20,984	24,076	28,950	30,216	31,158	38,964
予防	人/年	242	273	250	288	300	300	348
	回/年	2,754	3,080	2,788	3,306	3,450	3,450	3,996

※43：PT（Physical Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、体操、マッサージ、温熱療法、電気療法、スポーツなど物理的な施術を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。

※44：OT（Occupational Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、手芸、歌、ゲームなどの作業療法を通じて、身体や精神に障がいのある人にリハビリテーションを行う。

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	2,296	2,862	3,052	3,360	3,516	3,624	4,596
予防	人/年	134	220	196	216	228	228	264

### ⑥ 通所介護・介護予防通所介護

要介護（要支援）認定者が介護施設等に通い、一定期間にわたり入浴・食事等の介護などを受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

介護予防通所介護は、第6期計画期間中に地域支援事業へ移行しています。また、通所介護事業所のうち小規模な事業所は平成28年4月から地域密着型サービスへ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	6,335	5,002	5,002	5,616	5,964	6,300	7,668
	回/年	61,658	48,571	49,594	56,501	60,191	63,703	78,118
予防	人/年	1,447	1,770	1,452	-	-	-	-



### ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、一定期間にわたり医師の指示により理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	5,201	5,152	5,320	5,952	6,144	6,348	7,740
	回/年	43,639	43,402	45,742	50,392	52,040	53,767	65,726
予防	人/年	1,294	1,133	1,066	1,200	1,248	1,284	1,464

### ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の介護と日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	1,619	1,543	1,638	1,800	1,860	1,932	2,496
	日/年	14,649	13,912	14,956	16,122	16,668	17,316	22,290
予防	人/年	31	18	28	36	36	36	60
	日/年	118	79	100	126	126	126	186

### ⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護及び医学的管理の下で、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	309	290	296	372	384	384	504
	日/年	2,236	2,039	2,088	2,724	2,844	2,844	3,744
予防	人/年	2	1	6	3	3	3	3
	日/年	9	5	14	10	10	10	10

### ⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している要介護（要支援）認定者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、一定期間にわたり入浴・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練、療養上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	518	630	672	684	732	768	1,092
予防	人/年	110	120	114	132	144	168	240

### ⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護予防の促進や要介護（要支援）認定者の日常生活の自立を助けることを目的として、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	8,303	8,946	9,702	10,332	10,716	11,016	13,728
予防	人/年	1,107	1,248	1,344	1,440	1,500	1,536	1,764

### ⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	199	169	264	264	264	264	336
予防	人/年	41	35	24	60	60	60	84

## (2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の訪問対応を行うサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

## ② 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、随時の訪問介護サービス、通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

## ③ 地域密着型通所介護

小規模の通所介護は、平成28年4月に地域密着型サービスへ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	0	2,205	2,442	2,796	3,000	3,192	3,888
	回/年	0	19,306	21,898	25,481	27,490	29,246	36,072

## ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方について、介護施設等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を受けるとともに、機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	306	299	268	324	324	324	432
	回/年	2,946	2,899	2,258	2,964	2,964	2,964	3,960
予防	人/年	2	0	0	0	0	0	0
	回/年	14	0	0	0	0	0	0

### ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所介護を基本として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問介護や泊まりのできる機能を併せもつことにより、在宅での生活を支援するサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	28	198	190	192	204	204	252
予防	人/年	10	43	48	60	60	60	72

### ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	299	348	386	456	492	516	516
予防	人/年	0	0	2	12	12	24	24

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、定員30人未満の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	344	352	356	348	348	348	348

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年	H28年度 2016年	H29年度 2017年	H30年度 2018年	H31年度 2019年	H32年度 2020年	H37年度 2025年
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 住宅改修・介護予防住宅改修及び居宅介護支援・介護予防支援

#### ①住宅改修・介護予防住宅改修

居宅での自立した生活や介護を支援するため、必要となる手すりの取付け、段差解消等の工事が支給対象となります。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	202	161	180	204	216	216	276
予防	人/年	57	64	36	84	84	84	108

#### ②居宅介護支援・介護予防支援

利用者のアセスメント※45などの居宅サービス計画、介護サービス計画（ケアプラン）の作成に関わる業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	14,960	15,424	16,266	16,752	17,328	17,856	21,852
予防	人/年	3,978	4,110	3,802	3,732	3,888	3,984	4,584

※45：初期評価、事前評価及び再評価。福祉分野においては、介護や援助を受けている対象者の状態や容態を評価することを指す。ケアプランの定期的な見直しに伴って行われる諸手続のこと。

## (4) 施設サービス

### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	5,880	5,701	5,716	5,880	5,952	6,036	6,096

### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	2,768	3,065	3,126	3,276	3,636	3,996	4,200

### ③介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設は、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針の下、平成30年3月末に廃止する予定です。経過措置として6年後の平成36年3月末までは移行期間となります。介護医療院は、介護療養病床の新しい受け皿となる新しい介護保険施設です。

介護医療院に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、生活の場、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供し、ターミナル<sup>※46</sup>や看取りにも対応します。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	516	589	700	732	732	732	732

※46：終末期のこと。ターミナルケアとは、治癒の可能性のない末期患者に対し延命を行わず、残された時間の苦痛をなくし、その人らしい生活ができるよう、身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のこと。終末期医療や終末期看護とも呼ばれる。

## 第2節 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を一体的に行う事業です。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、包括的支援事業及び任意事業の3事業からなります。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

総合事業は、地域包括支援センターや市町村窓口において生活の困りごと等の相談をした高齢者に対して、要支援認定や基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分を行い、総合事業のみの利用者には、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施します。総合事業のサービスである通所型サービス等の見込み数は以下のとおりです。

	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
高齢者人口	22,564	23,038	23,449	23,204	23,417	23,630	23,493
訪問型サービス利用者 (要支援者等)	0	0	570	1,500	1,575	1,654	2,110
通所型サービス利用者 (要支援者等)	0	0	825	2,160	2,465	2,813	5,448
介護予防ケアマネジメント利用者 (要支援者等)	0	0	821	1,600	1,654	1,710	2,021



## 2 包括的支援事業・任意事業の見込み

包括的支援事業の実施拠点となる地域包括支援センターは、現在、市内に2か所設置されており、地域の身近な相談窓口として専門職が相談対応を行っています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い、相談対応件数の増加が見込まれます。第7期計画中に東部地域に新設し、3つの地域包括支援センター体制とし、取り組みます。

包括的 支援事業	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
地域包括支援 センター設置数	2	2	2	2	3	3	3
相談対応件数	4,450	5,872	6,000	6,100	6,200	6,350	6,800

任意事業	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
家族介護教室 開催回数	9	9	9	9	9	9	9
参加者数(人)	229	220	230	235	240	245	270

## 第7章 介護保険事業費等の実績と見込み

### 第1節 保険給付費の実績と見込み

#### 1 第6期の介護サービス・介護予防サービス給付費の実績

第6期計画(平成27年度から平成29年度まで)の介護サービス・介護予防サービスの計画値、実績値、対計画比は、次のとおりです。

#### ◆第6期計画期間の介護サービス給付費の実績(平成29年度は見込み)

(単位:千円)

居宅サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
訪問介護	計画値	206,018	207,223	215,268
	実績値	209,627	216,927	240,889
	対計画比	102%	105%	112%
訪問入浴介護	計画値	38,192	38,699	39,055
	実績値	36,257	33,626	30,679
	対計画比	95%	87%	79%
訪問看護	計画値	76,343	78,079	81,785
	実績値	77,369	83,215	87,939
	対計画比	101%	107%	108%
訪問リハビリテーション	計画値	53,822	56,717	57,901
	実績値	61,256	63,655	69,775
	対計画比	114%	112%	121%
居宅療養管理指導	計画値	19,505	20,601	21,622
	実績値	23,344	28,722	33,486
	対計画比	120%	139%	155%
通所介護	計画値	482,965	173,546	187,304
	実績値	488,287	389,537	381,329
	対計画比	101%	224%	204%
通所リハビリテーション	計画値	406,360	453,423	487,549
	実績値	412,206	411,440	419,549
	対計画比	101%	91%	86%
短期入所生活介護	計画値	138,229	154,642	162,792
	実績値	119,830	114,910	133,209
	対計画比	87%	74%	82%
短期入所療養介護	計画値	31,645	31,772	32,069
	実績値	23,725	20,896	36,959
	対計画比	75%	66%	115%
福祉用具貸与	計画値	109,851	122,124	133,307
	実績値	122,129	130,946	150,074
	対計画比	111%	107%	113%

居宅サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
特定福祉用具購入	計画値	7,834	8,725	9,909
	実績値	5,927	5,050	7,679
	対計画比	76%	58%	77%
住宅改修	計画値	19,732	24,602	29,865
	実績値	15,369	12,495	19,060
	対計画比	78%	51%	64%
特定施設入居者生活介護	計画値	106,715	118,599	139,593
	実績値	93,674	114,710	115,722
	対計画比	88%	97%	83%

地域密着型サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%
夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%
認知症対応型通所介護	計画値	36,535	36,576	36,665
	実績値	28,547	30,238	22,941
	対計画比	78%	83%	63%
小規模多機能型居宅介護	計画値	55,631	55,874	55,889
	実績値	4,050	34,634	61,958
	対計画比	7%	62%	111%
認知症対応型共同生活介護	計画値	107,097	125,205	146,225
	実績値	77,170	85,360	130,244
	対計画比	72%	68%	89%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	81,097	80,944	80,944
	実績値	89,681	92,140	102,161
	対計画比	111%	114%	126%
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%
地域密着型通所介護	計画値	0	347,612	375,171
	実績値	0	144,402	169,104
	対計画比	0%	42%	45%

施設サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
介護老人福祉施設	計画値	1,437,463	1,480,710	1,526,733
	実績値	1,449,393	1,387,168	1,426,773
	対計画比	101%	94%	93%
介護老人保健施設	計画値	830,590	978,483	1,146,364
	実績値	724,574	797,844	768,448
	対計画比	87%	82%	67%
介護療養型医療施設	計画値	243,757	243,286	243,286
	実績値	180,225	205,838	256,183
	対計画比	74%	85%	105%

居宅介護支援		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
居宅介護支援	計画値	194,031	210,153	221,541
	実績値	206,892	217,458	236,068
	対計画比	107%	103%	107%

介護サービス給付費（I）		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
合 計	計画値	4,683,412	5,047,595	5,430,837
	実績値	4,449,532	4,621,211	4,900,230
	対計画比	95%	92%	90%

◆第6期計画期間の介護予防サービス給付費の実績（平成29年度は見込み）（単位：千円）

居宅サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
介護予防訪問介護	計画値	21,610	22,775	12,214
	実績値	21,422	19,974	16,484
	対計画比	99%	88%	135%
介護予防訪問入浴介護	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%
介護予防訪問看護	計画値	4,296	5,846	7,818
	実績値	3,753	3,656	3,670
	対計画比	87%	63%	47%
介護予防訪問リハビリテーション	計画値	10,117	10,709	11,409
	実績値	7,987	8,974	8,765
	対計画比	79%	84%	77%
介護予防居宅療養管理指導	計画値	1,776	1,779	1,795
	実績値	1,242	2,219	2,148
	対計画比	70%	125%	120%
介護予防通所介護	計画値	61,434	65,577	35,067
	実績値	39,027	49,017	48,281
	対計画比	64%	75%	138%
介護予防通所リハビリテーション	計画値	71,121	74,227	77,767
	実績値	44,910	38,854	34,050
	対計画比	63%	52%	44%
介護予防短期入所生活介護	計画値	2,959	4,000	5,426
	実績値	776	482	1,294
	対計画比	26%	12%	24%
介護予防短期入所療養介護	計画値	317	338	512
	実績値	75	35	120
	対計画比	24%	10%	23%
介護予防福祉用具貸与	計画値	5,513	6,842	8,536
	実績値	5,045	6,511	6,999
	対計画比	92%	95%	82%
特定介護予防福祉用具販売	計画値	748	1,009	1,356
	実績値	918	791	877
	対計画比	123%	78%	65%
介護予防住宅改修	計画値	3,866	4,859	6,171
	実績値	5,709	5,571	4,149
	対計画比	148%	115%	67%
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値	8,442	8,707	11,305
	実績値	7,680	9,232	9,483
	対計画比	91%	106%	84%

地域密着型サービス		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
介護予防認知症対応型通所介護	計画値	697	713	726
	実績値	113	0	0
	対計画比	16%	0%	0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0
	実績値	622	3,199	9,771
	対計画比	-	-	-
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値	2,765	5,520	5,520
	実績値	0	0	0
	対計画比	0%	0%	0%

介護予防支援		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
介護予防支援	計画値	21,189	22,619	19,967
	実績値	18,786	19,530	18,269
	対計画比	89%	86%	91%

介護予防サービス給付費（Ⅱ）		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
合 計	計画値	216,850	235,520	205,589
	実績値	158,065	168,045	164,360
	対計画比	73%	71%	80%

総給付費合計		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度
介護サービス（Ⅰ）+ 介護予防サービス（Ⅱ）	計画値	4,900,262	5,283,115	5,636,426
	実績値	4,607,597	4,789,256	5,064,590
	対計画比	94%	91%	90%

## 2 第7期の介護サービス・介護予防サービス給付費の見込み

第7期の介護サービス・介護予防サービス給付費は、次のとおり見込まれます。

### ◆介護サービス給付費の見込み

(単位：千円)

居宅サービス	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
訪問介護	263,161	280,317	293,331	374,282
訪問入浴介護	36,313	39,421	40,898	54,469
訪問看護	104,407	112,633	120,288	153,495
訪問リハビリテーション	87,657	91,530	94,378	117,997
居宅療養管理指導	34,864	36,465	37,576	47,575
通所介護	460,456	492,886	523,086	648,977
通所リハビリテーション	480,789	497,274	513,680	635,076
短期入所生活介護	138,352	143,220	148,851	192,676
短期入所療養介護	29,080	30,418	30,418	40,104
福祉用具貸与	151,745	157,978	162,328	207,331
特定福祉用具購入	7,423	7,423	7,423	9,688
住宅改修	18,479	19,501	19,501	24,728
特定施設入居者生活介護	131,683	141,049	148,204	211,281

地域密着型サービス	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	31,368	31,382	31,382	42,331
小規模多機能型居宅介護	35,280	36,864	36,864	46,306
認知症対応型共同生活介護	117,871	127,173	133,377	133,377
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	98,877	98,921	98,921	98,921
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	195,266	213,278	227,580	285,988

施設サービス	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護老人福祉施設	1,470,659	1,489,464	1,510,636	1,526,007
介護老人保健施設	885,826	983,436	1,081,478	1,136,826
介護療養型医療施設及び介護医療院	260,552	260,650	260,650	260,650

居宅介護支援	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
居宅介護支援	244,191	252,891	260,538	321,065

介護サービス給付費（I）	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
合計	5,284,299	5,544,174	5,781,388	6,569,150

#### ◆介護予防サービス給付費の見込み

（単位：千円）

居宅サービス	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,214	6,666	6,666	7,819
介護予防訪問リハビリテーション	9,661	10,087	10,087	11,682
介護予防居宅療養管理指導	2,409	2,520	2,520	2,936
介護予防通所リハビリテーション	42,058	43,760	44,965	51,450
介護予防短期入所生活介護	839	839	839	1,216
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	8,018	8,353	8,550	9,821
特定介護予防福祉用具販売	1,276	1,276	1,276	1,841
介護予防住宅改修	8,866	8,866	8,866	11,375
介護予防特定施設入居者生活介護	8,822	9,424	10,995	15,707

地域密着型サービス	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,620	4,623	4,623	5,637
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,508	1,509	3,018	3,018

介護予防支援	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防支援	17,832	18,585	19,044	21,911



介護予防サービス給付費（Ⅱ）	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
合 計	112,123	116,508	121,449	144,413

総給付費合計	第7期			H37年度 2025年度
	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護サービス（Ⅰ）＋ 介護予防サービス（Ⅱ）	5,396,422	5,660,682	5,902,837	6,713,563

## 第2節 介護保険事業費等の見込み

### 1 介護保険事業費の財源

介護保険事業の運営に必要な費用は、介護給付費と予防給付費で構成される保険給付費と地域支援事業費、事務費などから成ります。

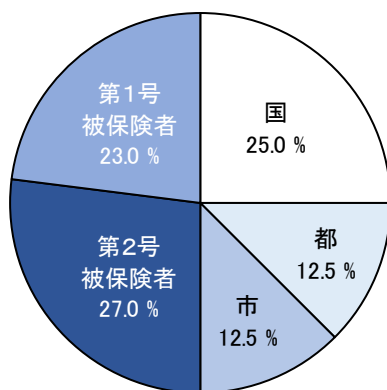
そのうち、保険給付費と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第2号被保険者の介護保険料（支払基金交付金）、第1号被保険者の介護保険料などで賄われます。

そして、第1号被保険者の介護保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。

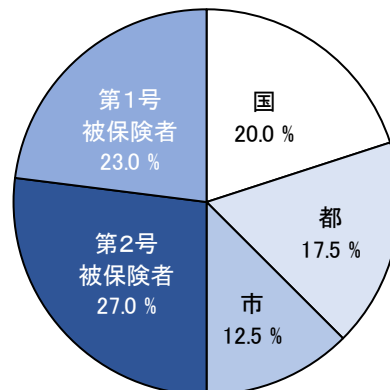
第1号被保険者の負担割合は、第6期計画では標準給付費見込額や地域支援事業費の22%でした。第7期計画では23%になります。

#### ◆保険給付費の財源構成

<標準給付費（居住系）>

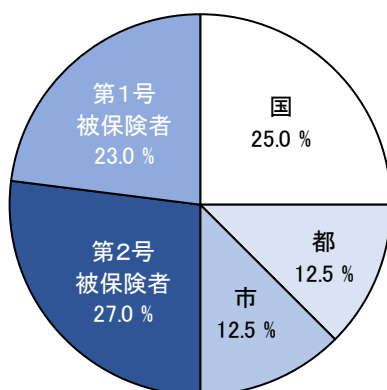


<標準給付費（施設系）>

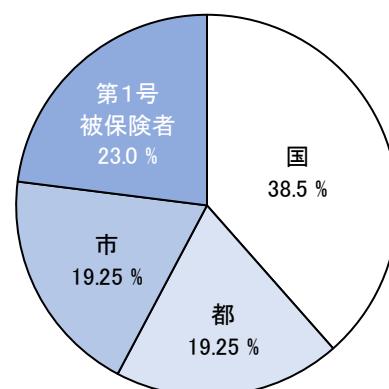


#### ◆地域支援事業費の財源構成

<介護予防・日常生活支援総合事業>



<包括的支援事業・任意事業>



## 2 介護保険事業の第7期給付費総額

第7期計画（平成30年度から平成32年度まで）における介護保険事業の標準給付費見込額は約185億円、これに地域支援事業に係る費用約8億円を加えた総額は約193億円となります。

### ◆標準給付費（円）

	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
総給付費	5,396,422,000	5,660,682,000	5,902,837,000	16,959,941,000
利用者負担見直しに伴う影響額	3,183,417	5,041,643	5,262,912	13,487,972
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	67,928,184	141,668,088	209,596,272
利用者負担等見直し後の総給付費	5,393,238,583	5,723,568,541	6,039,242,176	17,156,049,300
特定入所者介護サービス費等給付費	252,000,000	264,600,000	277,830,000	794,430,000
高額介護サービス費等給付額	145,800,000	157,464,000	170,061,120	473,325,120
高額医療合算介護サービス費等給付費	21,777,450	14,950,000	25,044,067	61,771,517
算定対象審査支払手数料	5,023,560	5,375,220	5,751,480	16,150,260
審査支払手数料支払件数	83,726件 60円/件	89,587件 60円/件	95,858件 60円/件	269,171件 60円/件
標準給付費見込額	5,817,839,593	6,165,957,761	6,517,928,843	18,501,726,197

### ◆地域支援事業費（円）

	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
地域支援事業費	249,989,000	287,309,000	298,202,390	835,500,390
介護予防・日常生活支援総合事業費	128,209,000	137,953,000	148,490,390	414,652,390
包括的支援事業及び任意事業費	121,780,000	149,356,000	149,712,000	420,848,000

### ◆3年間の給付費総額（円）

H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
6,067,828,593	6,453,266,761	6,816,131,233	19,337,226,587

### 第3節 第1号被保険者の介護保険料

#### 1 第7期介護保険料基準額の算定

内 容		合計 H30~32年度 2018~2020年度
A	標準給付費見込額	18,501,726,197円
B	地域支援事業費	835,500,390円
	サービス給付費総額 (A+B)	19,337,226,587円

C	第1号被保険者負担相当額 【=サービス給付費総額×23%】	4,447,562,115円
D	調整交付金相当額	945,818,929円
E	調整交付金見込額	639,942,000円
F	介護給付準備基金取崩し見込額	180,000,000円
G	財政安定化基金取崩しによる交付額	0円
H	保険料収納必要額 (C+D-E-F-G)	4,573,439,044円



I	予定保険料収納率	99.0%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数※ 平成30年度 24,369人 平成31年度 24,795人 平成32年度 25,114人	74,278人
K	保険料基準額 (年額) 【≒ (H÷I) ÷ J】	62,400円
L	保険料基準額 (月額) 【≒ K ÷ 12か月】	5,200円

※：所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したものの。

## 2 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たって、第6期計画に引き続き第7期計画においても、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな多段階化及び保険料率設定としました。

### (1) 所得に応じた保険料の多段階化の実施

第7期計画では、第6期計画の保険料多段階設定を基に細分化し、15段階とします。

### (2) 低所得者への保険料軽減

平成27年4月から、住民税非課税世帯のうち特に所得の低い方の保険料の軽減を強化しています。(所得段階第1段階の保険料基準額に対する割合は0.05軽減されています。)

### ◆第6期と第7期の比較

第6期			第7期		
所得段階	対象者	保険料(年額)	所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金 <sup>※47</sup> 受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 <sup>※48</sup> と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	25,200円	第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	33,600円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	34,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	40,800円	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	49,200円	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	50,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	60,000円 (基準額)	第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	62,400円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	67,200円	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	69,600円	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	75,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	80,400円	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	82,800円	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	92,400円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	102,000円	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	104,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	104,400円	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の方	110,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	115,200円	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	115,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	122,400円	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	121,200円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	130,800円	第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	129,600円
			第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	138,000円

多段階化

※47：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のこと。

※48：合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、介護保険料の段階の判定では、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

◆第7期の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料		
		割合	月額	年額
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.404	2,100円	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.558	2,900円	34,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	0.673	3,500円	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.808	4,200円	50,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	1.000	5,200円	62,400円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.135	5,900円	70,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	1.212	6,300円	75,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.385	7,200円	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	1.481	7,700円	92,400円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	1.673	8,700円	104,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の方	1.769	9,200円	110,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.846	9,600円	115,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.942	10,100円	121,200円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.077	10,800円	129,600円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.212	11,500円	138,000円

## 第4節 平成 37 年度の給付費総額及び介護保険料の推計

高齢者人口や要介護認定者数、サービス利用の状況などを基に、平成 37 年度の給付費総額及び介護保険料を推計した結果は以下のとおりです。

### ◆標準給付費（円）

	H37 年度 2025 年度
総給付費	6,713,563,000
利用者負担見直しに伴う影響額	6,654,681
消費税率等の見直しを勘案した影響額	161,125,512
利用者負担見直し後の総給付費	6,868,033,831
特定入所者介護サービス費等給付費	354,589,307
高額介護サービス費等給付額	279,875,578
高額医療合算介護サービス費等給付費	22,737,081
算定対象審査支払手数料	8,066,700
標準給付費見込額	7,533,302,497

### ◆地域支援事業費（千円）

地域支援事業費	366,346,347
---------	-------------

### ◆給付費総額（千円）

給付費総額	7,899,648,844
-------	---------------

### ◆保険料基準見込額

保険料基準見込額（年額）	84,000 円
保険料基準見込額（月額）	7,000 円







森っこサンちゃん



## 資料1 あきる野市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、3年ごとにあきる野市介護保険事業計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに関する事。
- (2) 前号に規定する見込量の確保のための方策に関する事。
- (3) 居宅サービス事業及び居宅介護支援事業を行う者相互間の連携の確保に関する事。
- (4) 介護保険事業費の見込みに関する事。
- (5) 高齢者に係る保健及び福祉の施策に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者
- (5) 市職員

### (委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

### (謝礼)

第6条 第3条第1号から第4号までの委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

### (役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

## 資料2 あきる野市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

構成	氏名	所属等
保健医療関係者(3人)	◎小机 敏昭 (2回まで) ◎下村 智 (4回から)	あきる野市医師会
	大塚 秀男	秋川歯科医師会
	熊倉 武志	あきる野市薬剤師会
福祉関係者(7人)	溝口 正恵	あきる野市民生・児童委員協議会
	○倉田 克治	あきる野市社会福祉協議会
	中村 勇	あきる野市町内会・自治会連合会
	太田 勝久	あきる野市高齢者クラブ連合会
	田中 恵子	あきる野市健康づくり市民推進委員会
	南澤 隆夫	あきる野市介護老人福祉施設連絡協議会
	今 裕司	あきる野市介護事業者連絡協議会
学識経験者(1人)	小林 啓子	西多摩保健所
被保険者(4人)	三上 甚裕	第1号被保険者
	山城 清子	第1号被保険者
	中村 一広 (2回まで) 亀井 保嗣 (3回から)	第2号被保険者
	鳴島 真弓 (2回まで)	第2号被保険者
市職員(1人)	平井 裕 (1回まで) 大出 英祐 (2回から)	あきる野市

◎委員長、○副委員長

### 資料3 策定経過

月日	事項	主な内容
平成 29 年 1 月 25 日	第 1 回策定委員会	(1) あきる野市介護保険事業計画策定委員会について (2) あきる野市の保健・高齢者福祉・介護保険事業の現状について (3) あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
平成 29 年 1 月 20 日～ 2 月 3 日	あきる野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	対象者：介護保険の認定を受けていない 65 歳以上の方及び要支援 1・2 の認定を受けている方を対象として、郵送によるアンケート方式で調査を実施
平成 29 年 1 月 14 日～ 3 月 30 日	あきる野市在宅介護実態調査	対象者：要支援・要介護認定を受けている方で自宅に住んでいる方を対象として、訪問と郵送によるアンケート方式で調査を実施
平成 29 年 5 月 17 日	第 2 回策定委員会	(1) 介護保険事業実績分析報告書について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の報告について (3) 国・東京都の動向について (4) 地域包括ケア「見える化」システムについて (5) その他
平成 29 年 9 月 27 日	第 3 回策定委員会	(1) 介護保険事業実績分析報告書について (2) 在宅介護実態調査について (3) 介護保険制度改正の主な内容について (4) 第 7 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
平成 29 年 10 月 18 日	第 4 回策定委員会	第 7 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
平成 29 年 11 月 7 日	第 5 回策定委員会	(1) 介護基盤の整備について (2) 第 7 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について (3) 第 7 期介護保険料（案）について
平成 30 年 1 月 15 日～ 1 月 29 日	パブリックコメント	計画素案に対する市民意見の募集
平成 30 年 2 月 7 日	第 6 回策定委員会	(1) 国・東京都の動向について (2) 介護保険事業費等の見込みについて (3) 第 7 期介護保険料の設定について (4) パブリックコメントの結果について (5) 第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

## 資料4 用語解説

■あ・ア行	
IADL	日常生活関連動作（Instrumental Activities of Daily Living）のこと。排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作 ADL（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のこと。薬の管理、お金の管理、趣味活動、公共交通機関の利用、車の運転、電話をかけるなどの動作も含まれる。
アセスメント	初期評価、事前評価及び再評価。福祉分野においては、介護や援助を受けている対象者の状態や容態を評価することを指す。ケアプランの定期的な見直しに伴って行われる諸手続のこと。
一般介護予防事業	総合事業のうち、元気な高齢者を含むすべての高齢者を対象とした介護予防に関する事業で、従来実施していた介護予防事業を見直したもの。住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進するもの。
医療・介護地域連携シート	在宅や施設から入院・入所される方について、担当の介護支援専門員や地域包括支援センター職員などから、医療機関や施設へ情報を伝達する場合や、退院・退所時に介護支援専門員や地域包括支援センター職員などが必要な情報を把握する場合等に活用するシートのこと。

■か・カ行	
介護給付適正化プログラム	東京都と保険者が一体となって、介護給付の適正化を推進していくための取組のこと。①認定調査状況のチェック ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④医療情報との突合・縦覧点検 ⑤介護給付費通知の5つの項目を重点的に取り組んでいく。
介護支援専門員（ケアマネジャー）	利用者からの相談に応じて、ケアプラン等を作成し、利用者の希望や身体の状態に合ったサービス利用ができるようにする介護の専門家のこと。
介護事業者連絡協議会	平成21年10月に「指定居宅介護支援事業者連絡協議会」と「指定居宅サービス事業者連絡協議会」が統合し、発足した協議会のこと。介護の質の向上のために、情報収集や研修を一体化して取り組む。
介護予防ケアマネジメント	要支援と認定された方及び総合事業対象者の方に対して、個々の希望や状態に応じた目標設定、ケアプラン作成を行い、サービス利用の効果を定期的に評価すること。
居宅介護支援事業者	都道府県の指定を受けて、ケアマネジャーを配置しているサービス事業者のこと。平成30年4月から指定権者は市町村となる。
ケアプラン	どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のこと。
ケアマネジメント	援助を必要としている方に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。

■か・カ行	
健康づくり市民推進委員	地域における健康づくり事業を総合的に推進し、市民の健康づくりを図るため、町内会・自治会から推薦された委員で構成された組織のこと。
権利擁護事業	地域支援事業の包括的支援事業として、高齢者虐待への対応と権利擁護の対応、支援を行う事業のこと（成年後見制度の活用推進・消費者被害の防止等）。
合計所得金額	合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、介護保険料の段階の判定では、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。
高齢者在宅サービスセンター	趣味や生きがいづくり活動を中心とした65歳以上の方のためのデイサービスの施設のこと。原則として、現在介護を必要としない方が対象で、市内を3つのサービスセンターで担当している。
高齢者見守り事業	高齢者の方が、いつまでも住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう実施する事業のこと。①地域見守り事業 ②新聞配達見守り事業 ③郵便配達見守り事業 ④一般廃棄物収集見守り事業 ⑤乳酸菌飲料配達見守り事業がある。

■さ・サ行	
在宅介護支援センター	在宅の寝たきりや認知症、一人暮らし、虚弱等の高齢者やその家族に対し、ニーズに対応した各種の福祉・保健・医療等のサービスが適切に受けられるよう、連絡・調整等を行い、地域の高齢者やその家族が、安心して暮らせることを目的に相談に応じる機関のこと。
作業療法士	OT（Occupational Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、手芸、歌、ゲームなどの作業療法を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。
指定管理者	地方自治体はその公の施設の管理運営を任せた事業者のこと。
社会福祉協議会	地域福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織のこと。全国組織として、全国、都道府県、市区町村単位で様々な活動を行っている。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目指して活動する組織のこと。原則、市区町村単位に置かれ、それぞれが独立した運営を行う公益社団法人。
生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。
生活習慣病	食事、運動、飲酒、喫煙等の生活習慣の積み重ねによって、起因する病気の総称のこと（高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症など）。
成年後見制度	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方が、財産管理や身上監護（生活について配慮すること）について不利益を被らないように、一定の決められた方が保護・援助する制度のこと。家庭裁判所に申立てすることにより選任される。



■ た・夕行	
ターミナル	終末期のこと。ターミナルケアとは、治癒の可能性のない末期患者に対し延命を行わず、残された時間の苦痛をなくし、その人らしい生活ができるよう、身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のこと。終末期医療や終末期看護とも呼ばれる。
第1号被保険者、第2号被保険者	第1号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方のこと。第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者のこと。
第三者評価	事業者や利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質の評価を行い、事業者の福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者による福祉サービスの選択に役立つ情報を提供していくこと。
多摩地域福祉有償運送運営協議会	道路運送法の「福祉有償運送」として、平成18年10月より営利を目的としない事業者が、高齢者などの移動困難な方を対象に、有償で運送事業を行う登録をしている多摩地域の22市4町村で設置した協議会のこと。新規事業参入するNPO法人などの登録申請、必要性、安全性の確保などを協議する。
団塊の世代	第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和22年から昭和24年（1947年～1949年）頃までに生まれた人々のこと。
地域共生社会	子ども・高齢者・障害者など全ての人々が生き生きと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。
地域支援事業	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が重要視されている。
地域密着型サービス	平成18年度に創設された、要介護や要支援状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスのこと。
知的能動性	情報を探索し、集めた情報から新たなものを創り出し、心地よい時間を創り出す能力のこと。また、余暇活動に結び付けていく一連の知的な活動能力のこと。
特定健康診査	心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために実施する健康診査のこと。

■な・ナ行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活ができるように、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分した圏域のこと。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる方のこと。養成講座を受けることで、サポーターとなることができる。
認知症疾患医療センター	地域の認知症に係る医療・介護の連携の推進役となる医療センターのこと。二次保健医療圏に1か所整備されている。認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制を構築し、地域との連携体制に積極的に取り組む必要がある。

■は・ハ行	
パブリックコメント	行政が政策や制度等を定める際に、市民の意見を聞き、それらを考慮して最終決定を行う行政手続、あるいはその意見のこと。
P D C A サイクル	PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
福祉有償運送事業者	道路運送法に基づき、N P O 法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う事業。
ふれあい福祉委員	あきる野市社会福祉協議会で組織する町内会・自治会単位での地域福祉の充実を図ることを目的とした組織のこと。声かけ、見守り運動の展開や福祉制度及び福祉意識の啓発活動を行っている。
防災・安心地域委員会	自主防災組織である町内会・自治会が主体となって、旧町村を単位とする7つの防災・安心地域委員会から成る組織のこと。町内会・自治会のほか、消防団、消防団OB、交通安全協会、防犯協会、民生・児童委員協議会、ふれあい福祉委員会、青少年健全育成地区委員会、P T Aなどで構成される。

■ま・マ行	
民生・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する方のこと。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるとともに、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生・児童委員は、民生委員法に基づき委嘱されると同時に児童福祉法における「児童委員」とされる。

■ら・ラ行	
理学療法士	P T (Physical Therapist) のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、体操、マッサージ、温熱療法、電気療法、スポーツなど物理的な施術を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。
老齢福祉年金	明治 44 年 (1911 年) 4 月 1 日以前に生まれた方又は大正 5 年 (1916 年) 4 月 1 日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のこと。

■わ・ワ行	
我が事・丸ごと	地域でおきている様々な問題を他人事ではなく、我が事として住民等が主体的に地域づくりに取り組み、縦割りではなく、分野をまたがった丸ごとの総合相談支援が行われること。
ワムネット	W A M N E T (Welfare And Medical Service NETwork System) のこと。福祉・保健・医療サービスを利用したいときや、制度について知りたいときに、最新の情報を提供している独立行政法人福祉医療機構が運営する情報提供サイトのこと。



---

第 7 期あきる野市  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
平成 30 年度～平成 32 年度  
( 2018 年度～2020 年度 )

発 行 平成 30 年 3 月 あきる野市  
編 集 あきる野市健康福祉部高齢者支援課  
〒197-0814 東京都あきる野市二宮 3 5 0 番地  
Tel : (042) 558-1111 (代)  
Fax : (042) 558-1172

---